小金井市立保育園の
役割と在り方について
答　申

令和７年５月２３日

小金井市立保育園の在り方検討委員会

はじめに

小金井市立保育園の在り方検討委員会は、２０２４年6月２０日に設置され、市長から市立保育園の役割と在り方について諮問を受けた。その検討結果を、ここに答申するものである。

小金井市が、本答申を具体化し、市全体の保育の質の維持・向上に向けて真摯に努力されることを望むものである。はじめに、本委員会設置の経緯と目的、諮問内容、本委員会の経過について述べる。

市立保育園の在り方をめぐっては、

２００６年　児童福祉審議会（現行体制維持を推奨）

２０１５年　保育検討協議会（民営化に関する賛否に複数見解）

という議論があった。その後、２０１７年に市が策定した行財政改革プラン２０２０において、市立保育園３園の民営化が計画された。

２０２１年3月には、長く市内の保育施設で引き継がれてきた良質かつ安全・安心な保育が継続され、子どもたちが健やかに成長できるよう「小金井市すこやか保育ビジョン」・「保育の質のガイドライン」を、２０２２年には、市立保育園２園の段階的縮小等を定めた「新たな保育業務の総合的な見直し方針」を市は策定した。その後、前市長によって、小金井市立保育園条例の専決処分による改正が行われたが、市議会は同処分を承認せず、前市長は辞任した。

市議会は、新たな市長が同年１２月に上程した市立保育園条例を専決処分前に戻す改正案と、翌年３月に上程した市立保育園の在り方検討委員会設置条例を否決した。２０２４年２月には、東京地方裁判所において「小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件」について、専決処分の取消しは却下、入園不可処分取消し、判決の理由中に専決処分は違法との考えが示された判決が出された。市は控訴せず、判決が確定している。

こうした状況の中、２０２４年３月、市は改めて小金井市立保育園の在り方検討委員会設置条例（資料１）を上程し、市議会に議決された。本委員会の設置目的は、同条例第一条において「小金井市全体の保育の質の維持向上に向けて、小金井市すこやか保育ビジョンにおける小金井市が果たす役割等の具体化を図るため」と規定されている。

２０２４年6月２０日に、本委員会が設置され、市長から諮問（資料２）を受けた。

諮問内容は、小金井市全体の保育の質の維持・向上に向けた「小金井市立保育園に期待される役割について」、「小金井市立保育園を取り巻く課題について」、「小金井市立保育園の在り方について」である。

本委員会は、２０２４年6月２０日から２０２５年5月１５日にかけて１０回開催され、議論を重ねてきた。その間、市は、保護者・市民・保育者へのアンケート、2回にわたる市立保育園保護者・民間保育園保護者・市民によるワークショップ、児童インタビュー、保育園職員アンケートを実施した（資料３）。

なおこの間、市立保育園５園の父母会（五園連）より、市長に宛て、段階的縮小対象園における早期募集再開等を求める要望書、本委員会委員長に宛て、市立保育園５園の維持等を求める要望書及び賛同署名等が提出されている。

このような経過のもと、本委員会は、タイトなスケジュールの中、複雑な経緯と状況、多岐にわたる論点を踏まえて議論を重ねてきた。市においては、本答申を具体化し、市全体の保育の質の維持・向上に向けて真摯に努力されることを望むものである。

１　小金井市における保育等の現状

答申の前提になるものとして、小金井市における保育等の現状について、市からの報告及び客観的データを踏まえて以下のとおり整理した。

（１）小金井市における保育等の取組

①　待機児童対策と整備状況

市では、２０１４年４月時点で２５７人まで増加した待機児童を早期に解消するため、民間保育園整備を進めてきた。その結果、民間認可保育園は３９園まで増え、２０２３年４月時点で「待機児童ゼロ」となった。「保育園を考える親の会」の調査でも、小金井市の入園決定率は８７．１％（２０２４年４月現在、保育園を考える親の会『１００都市保育力充実度チェック２０２４年度版』・資料４）と高いものとなっている。現在では、市内で保育園を利用する児童の８割以上が民間保育園に通う状況となっている。

なお、小金井市は市立保育園５園を維持してきたが、民間保育園の整備が進んだことで、認可保育園に占める市立保育園の比率は周辺市と比較して低い１１．４%となっている。また、国の基準を満たす園庭を保育する保育園の比率（園庭保有率）も３８．６%と同調査では多摩地域２２市で最下位となっている。加えて、障害児の受入可能園の比率は７９．５%と、都内でも低いものとなっている。（資料４）

②　保育の機能拡充と保育料負担軽減

小金井市では、延長保育、一時保育、アレルギー対応、こども家庭センターとの連携等、保育機能拡充の取組を進めてきた。２０２５年度の市内の認可保育園４４園における対応状況は、延長保育と給食アレルギー対応は全園、特別支援保育は３６園、エピペン対応は３５園、医療的ケア児は１１園、一時保育は１６園となっている。(『令和７年度保育施設等入所案内』)。

延長保育、給食アレルギー対応については、民間保育園が率先して取り組んできた実績がある。資料４の数字で見ても、小金井市の延長保育実施率は周辺よりも高く、より長時間の受入を行っていることがわかる(延長保育実施率、平均実施時間)。

また、３歳未満児の保育料は、同年齢・一定所得水準で比較して他市よりも安く（１歳児保育料・資料４)、３歳以上児の給食費は市の財源で無償化するなど、保護者の負担は低く抑えられてきた。

③　保育体制の確立

小金井市では、保育士の加配等に対する民間保育園への補助の拡充を図り、保育士体制の確保や処遇改善の支援等も進めてきた。算出されている児童福祉費及び民間保育園補助金の金額は、都内でも高い水準にある。しかし、資料４にあるとおり、市立保育園及び一部の民間保育園においては旧都基準での保育士を配置しているものの、それ以外の保育園では国基準での配置となっており、周辺市と比べると不十分なものとなっている。

また、保育の質の見守りのための巡回支援や指導検査、保育士の人材育成・処遇改善支援なども、小金井市として保育体制を確かなものにするための重要な課題と認識されており、取組を進めているところである。特に指導検査については、２０２４年に市単独で緊急の検査を行なったが、施設の急増に対応しきれていない現状がある。

④　地域の在宅子育て家庭への支援の現状

小金井市では、在宅子育て家庭への支援として、公民の保育園における子育て相談のほか、みんなであそぼう保育園（市立保育園３園、民間保育園１５園）、園庭開放（市立保育園３園、民間保育園４園）などの取組が行なわれている。

また、こども家庭センターに付設した親子遊びひろば事業「ゆりかご」（委託）、児童館４館における子育てひろば・乳幼児のつどい事業、学童保育所６か所における子育てひろば事業を実施している。そのうち、「ゆりかご」と児童館子育てひろば事業については、国の補助を受けて、地域子育て拠点事業及び地域子育て相談機関として位置付けていく計画である。

児童館における子育てひろば事業には、市立保育園から栄養士・看護師・保育士を必要に応じて派遣してきたところである。２０２３年度には、児童館子育てひろば事業は各種事業を合計して１，２７５回開催され、延べ２７，６７６人が利用している。（資料５）

⑤　保育ビジョンの策定

「小金井市すこやか保育ビジョン」及び「保育の質のガイドライン」（「はじめに」参照）では、

> すべての子どもの最善の利益を保障し、
> 現在を最もよく生き、望ましい未来を
> 創り出す力の基礎を培います。
>
> 地域の自然や人々とつながる中で
> 多様な体験や仲間づくりを通して
> 質の高い保育を目指します。

と定めている。そして、本ビジョン及びガイドラインの理解・共有のための民間保育園も含めた市内保育園の保育士に対する合同研修を２０２２年から実施し、これまでに延べ１３２人が受講している。

本ビジョンでは、「保育の現状と課題」の中で、「待機児童の状況」、「保育の質の維持・向上」、「多様な保育ニーズへの対応」の３つを課題として挙げている。そして、「保育の質の維持・向上」では「保育士の確保」と「市内保育施設等との連携・幼保小連携」を、「多様な保育ニーズへの対応」では「特別な配慮が必要な子どもの支援」・「アレルギーのある子どもの保育」・「要保護児童・要支援家庭の支援」・「休日保育や一時預かり等」・「病児保育・病後児保育」を具体的な課題としている。

これらについては、具体的な取組を進めてきているが、それぞれ課題もあるため、次項の「（２）小金井市の保育・地域子育て支援を取り巻く問題」で詳しく述べる。

（２）小金井市の保育・地域子育て支援を取り巻く問題

①　待機児童対策及び必要利用定員の見通し

待機児童の解消については２０２３年４月に「待機児童ゼロ」を達成したが、特に年度途中の０・１歳児クラスの利用不可数は相当数に上っており、対応が必要となっている（資料６）。

一方、少子化の著しい進行があり、今後の定員管理にも課題がある。

２０２４年４月１日における我が国の１５歳未満人口は、過去最少の１，４０１万人で、１９８２年以来４３年連続の減少となった。小金井市における２０２５年４月

１日現在の１５歳未満人口は１５，６７５人で、２０２２年の１５，７４２人をピークとして、ここ３年は微減が続いている状況である。

４月１日現在の就学前児童数（０～５歳）は、２０２５年は５，７１６人で、２０２１年の６，５０２人をピークに、近年は減少している。２０２５年３月に改定した「のびゆくこどもプラン　小金井」では、２０２９年の就学前児童数を５，５４２人と推計しているところである。

市内の認可保育施設の４月１日時点の状況としては、０歳児・３～５歳児中心に「空き」が生じており、市では民間保育園の運営安定のために０歳児の欠員に対する補助を独自に行っているところである。

②　保育の量の拡大から質の向上へ

国は、２０２３年１２月２２日に「こども未来戦略」を閣議決定し、保育に関連しては保育の量の拡大から質の向上へと力点を移すという方向性のもと、保育士配置基準を見直した。２０２４年度から３歳児の「１５：１」を基準化するとともに、４・５歳児の職員配置基準を「３０：１」から「２５：１」に改善し、また、１歳児についても、２０２５年度以降早期に「６：１」から「５：１」への改善を進める予定としている。

小金井市においても、これらの国の動きに対応し、公民の保育施設において新基準の保育士配置はもちろん、多様なニーズへの対応のための保育士が確保・育成できるように施策を打っていく必要がある。

またこの間、市内保育園においても、いくつかの不適切事案が発生している。園児置き去りや園児に対する不適切な言動等の不適切保育、保育士の配置報告での水増し、補助金の不正な受給、保育士の大量退職などがあった。これらは子どもの健やかな育ちが守られる権利、質が確保された保育を受ける権利を損なうものであり、防止は行政の責任である。

ほとんどの保育現場では適切な保育が行われているが、市として不適切事案を防ぎ、改善していくためには、巡回支援や指導検査等の取組が欠かせない。しかし、現状では、指導検査はほぼ都と合同での年数回の実施であり、２０２４年度には市単独で緊急の指導検査も行ったが、民間保育園の急激な増加に対応できていない。設立以来一度も指導検査がされていない民間保育園もある状況であり、行政として指導検査体制の拡充は必須である。

③　すべての子どもの権利保障と多様な支援ニーズへの対応

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法であるこども基本法が２０２３年４月に施行された。同年４月１日にはこども家庭庁が設置され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、国を挙げた取組が進められている。

小金井市においては、２００９年３月に小金井市子どもの権利に関する条例が制定・施行され、「子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくること」を目指している。

こども基本法では、「全てのこどもについて、（中略）その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障される」ことが明記されており、児童発達支援センターの機能強化（２０２４年児童福祉法改正施行）や医療的ケア児の支援（２０２１年医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行）などの施策は、その実現を目指すものと言える。

児童発達支援センターは地域の障害児支援の中核的役割を担うよう求められているが、改正に伴い改訂された「児童発達支援ガイドライン」は、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進のため、保育所等への移行や併行利用も支援するように児童発達支援（センター、事業）に求めている。

医療的ケア児支援法は、医療的ケア児及びその家族に対する支援策を国や地方公共団体の責務とするとともに、保育所等の運営者にも、在籍する医療的ケア児に適切な支援を行う責務を課している。

小金井市では、２０２３年度に市立保育園５園・民間保育園２９園で合計１１９人の障害児を受け入れている。障害児の受け入れは２０２１年度の７８人から拡大されているが、更なる受入れ体制の充実が求められている。医療的ケア児は、２０２５年４月現在、市立保育園２園・民間保育園２園で合計５人を受け入れているが、同様の対応が求められる。

④　地域の子育て支援の拡充

２０２２年、国は、子育て困難家庭への支援、児童虐待防止などを徹底するため、「子育て世代包括支援センター」（母子保健）と「市町村子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉）を一体化した「こども家庭センター」の設置を市町村の努力義務とした。「こども家庭センター」は、子育て家庭に身近な市町村が、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を実現するためのマネジメントを行う機関と目されている。必要な場合にはサポートプランを作成し、認可保育園も含む関係機関と連携して支援体制を構築する。また同時に、区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業等）を設けることも市町村の努力義務としている。こども家庭センターに相談することに抵抗がある場合なども、気軽に立ち寄れる窓口として想定されている。

このように「子育ての孤立」が社会問題化する中、市町村、認可保育園等関係機関に、地域の子育て家庭（在宅子育て家庭）を支援する役割がより強く求められるようになっている。

小金井市では、前述のとおり、児童館４か所で「子育てひろば」、親子あそびひろば「ゆりかご」（こども家庭センターの一角、民間に委託）を設けて、地域の在宅子育て家庭の親子の交流の場の提供、子育て相談等の在宅子育て支援を実施してきた。

また、２０２４年４月にこども家庭センターを設置して、それまで子ども家庭支援センター・保健センターが担ってきた児童福祉と母子保健を統合した。

市立保育園は、すでにこども家庭センターとの連携を開始し、要請を受けての緊急対応なども行なっている。このような体制が定着し、国が構想するようなこども家庭センターと様々な機関との連携が軌道に乗るまでには、地域の各機関がその地域における役割や連携体制についての相互理解を深め、途切れることなく連携体制を継続するための努力が必要となる。

在宅子育て支援については、このほか２０２４年に法制化された「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」が２０２６年に本格実施となる予定である。これとは別に東京都は「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を開始しており、小金井市では幼稚園において実施されている。

こういった一時的な保育の利用は、子どもにとっては、家庭ではできない遊びの体験、親以外の大人や子ども同士のかかわりを通して育ちを支援されること、保護者にとっては、心身のリフレッシュのみならず、専門職の助言や共感を得ることで、子どもへの理解を助けられたり子育てを励まされたりするなどの子育て支援につながっている。同時に、従来から普及している一時預かりの制度も含め、これらの一時的な保育が、隠れた支援ニーズの発見や、深刻な事態におけるニーズに対する直接的で包括的な支援を可能とするものとして、在宅子育て支援の重要な手立てとなっている。

小金井市では、今後これらの事業をどのように展開していくかが課題になっている。待機児童の解消により一時保育の利用が減少する一方で、市立保育園が実施する一時保育に対して定員以上の申込がある状況も報告されている。

⑤　市立保育園が直面する問題

上述の「保育ビジョンの策定」のとおり、「保育士の確保」が大きな課題となっている。２０２５年４月１日現在、保育士は、正規職員はほぼ採用できているものの、育休代替任期付職員・会計年度任用職員では多くの欠員が生じており、その結果、園で実際に勤務する職員数が少なくなり正規職員に負担が掛かっている状況である。保育園職員アンケートでも、今の保育の安全を確保するだけで精一杯の現状が多数訴えられていた。行財政改革プラン２０２０において、市立保育園の民営化が計画され、定員管理上１４人について一般任期付職員での採用とされたが、本委員会での議論ではそのことも市立保育園の採用難や現場の負担等に影響していると指摘された。

園舎の老朽化も深刻な状況である。市立保育園５園のうち、３園は築年数が５０年を超え、本委員会の視察においても建物の傷み具合がひどく、改修等が十分に行われていないとの指摘があった。なお、２０２１年の市の「公共施設個別施設計画」においては、市立保育園について、早期に抜本的な対策を講じる必要があるとの指摘がされ、２０３０年までに劣化が進行している部位の修繕や長寿命化修繕を実施する計画が立てられていたが、２０２４年の「公共施設等総合管理計画」では３園を廃園とする方針案を提案していること、各施設の将来の在り方に関する検討を行い、適切に対応することなどが記された。業務環境に関しては、ＩＣＴの活用についても、ネットワークが不十分で、端末の台数が極めて少ない状況にあり、ＤＸが進んでいるとは言えない。国は保育現場においてもＤＸを推進し、補助等を行っており、市立保育園においても活用が望まれている。

また、こども家庭センターを中心とした施設連携の強化も課題である。市立保育園、民間保育園、子育てひろば（児童館）、児童発達支援センター「きらり」、児童相談所、要保護児童対策地域協議会、そして、小学校、学童保育所等との連携を有機的に進めていく仕組みづくりが必要である。

最後に、これら課題解決のための更なる財源確保の問題がある。市の説明では、小金井市の令和５年度決算では、市民１人当たりで、地方税収は多摩２６市中１０位であるが、歳入合計では２２位であり、比較的税収はあるが、厳しい財政状況が続いているとあり、その中でも児童福祉費は市民１人当たりで多摩２６市１位の水準となっており、保育施策に現在以上の財源を確保するのは困難との説明もあった。「三位一体改革」で公立保育園の運営費・施設整備費が基礎自治体の負担となったことも、市立保育園に関する財源確保を難しくしている。ただし、児童福祉費や保育施策経費の使途や費用対効果については、精査する必要がある。なお、委員からは「財政調整基金も令和５年度末で７０億円を超え、財政が危機的状況であるとの判断には疑問がある」との意見もあり、総合的に検討することが求められる。

⑥　地域の公民連携の不足

保育及び地域における子育て支援の拡充のためには、地域ごとに市立保育園と民間保育園が現場レベルで連携し、お互いの実践に学び合い、質を高めていく取組が不可欠である。

現在、小金井市では、民間保育園園長会での交流、合同研修、保育の質のガイドライン研修のほか、２０２２年６月から民間園も含めた市内各園の看護師による「ほけん根っとワーク」が、翌年６月から栄養士による「おいしい給食研究会」を実施しているが、各園職員の現場レベルでの交流は十分ではない。研修においても、公民ともに職員繁忙のため、参加しにくい状況にある。こうした点を改善して地域ごとに公民連携を充実させる仕組みづくりが必要である。

２　市立保育園に求められる４つの役割

（１）公立保育園の特性

市立保育園の役割を考えるにあたって、本委員会では、公立保育園の特性を整理した。公立保育園には次の５つの特性があると考えられる。

① 経験を積んだ人材を保有していること。人材の確保や定着がしやすい雇用の安定性を有していること。
② 市の組織力を活かし、地域の緊急事態にも対応できること。
③ 市の直営施設として、行政部門と直結しながらの横断的連携が可能であること。
④ 機能を恒常的に維持できること。
⑤ 様々な子ども施策に関して、子どもの権利を保障する行政の責任を直接的に担い、実現することができること。

（２）公民の関係についての議論の整理

公立保育園と民間保育園の関係については、次のように整理した。

・認可保育園（保育所）は児童福祉施設であるため、民間事業者であっても児童福祉の理念に基づいた事業を実施する責務があることはおさえておかなければならない。（児童福祉に反する事業内容となっている場合には、市が指導する責任がある。）
・基本的に障害児保育は、公民の認可保育園に行うべき責任がある。ただし、職員体制や設備の関係で制約がある場合もある。公立は民間で受け入れられないケースを率先して受け入れ、またその専門性・経験の蓄積を活かして、民間保育園がより広く障害児を受け入れられるように援助する役割が求められると考える。
・一時保育を要する要保護児童についてはすべての発見者は速やかに通報する義務がある。懸念があるが確かではない場合や一時保護には至らない場合（要支援家庭・児童）には、公民の保育施設はともに関係機関と連携しながら予防的支援を行うことが求められる。また、一時保護を解除されるなどとして家族再統合となり見守りが必要なため、公民の保育施設に児童相談所から要請がある場合もある。仮に、民間で対応が難しいケースがあった場合には、公立が率先して受け入れ、子どもの最善の利益を考慮した対応を行うことが求められる。
・公立は、直営施設という機関としての特色をもち、職員の経験年数が長く、均質な保育を持続的に提供できるという特性があると言える。一方、民間施設はそれぞれに創意工夫をもって運営されており、そのあり方は多様である。こうした状況を踏まえた上で、保育の質の維持・向上が求められるが、「保育の質」は多面的であり、一元的な基準で論じることは難しいことに留意する必要がある。

（3）市立保育園に求められる４つの役割

公立保育園の特性と公民の関係についての整理を踏まえて、西東京市等における議論も参考にしながら、小金井市における市立保育園の役割は次の４つであると整理した。

① 地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割（**学ぶ・つなげる**）
② 難度の高い保育を率先して担う役割（**取り組む**）
③ 公立保育園の機能を活かして在宅子育て家庭を支援する役割（**手を伸ばす**）
④ 緊急時に地域の子どもと保育を守る役割（**そなえる**）

【市立保育園の役割の位置付け】

小金井市は、どの子も、そしてどの親も一人にせず、安心して子育てができる環境の構築を目指している。近年増加する、多様なニーズをもつ子ども、家庭を含めた、インクルーシブな社会を実現するためには、保健、医療、福祉、教育、子育て等の関連分野が有機的に連携することが重要となる。その中核にはこども家庭センターが位置することになるが、保育所等はこども家庭センターと連携しながら、保育・子育て支援を通して、その一端を担う大きな役割をもつ。各市立保育園は行政機関としてその役割を主体的に担い、各地域の民間保育施設への協力・支援、連携の場づくりを行うことが求められる。

【市立保育園の役割】

No.	役割	公立として期待される機能
1	地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割 【学ぶ・つなげる】	●地域の保育の質の維持・向上 ・保育所保育指針・小金井市保育の質のガイドラインに準拠した保育を自ら行い、小金井市における保育のひとつの実践モデルとして存在する。 ・地域の民間保育施設と連携・交流し、学び合いの場をつくったり、蓄えられた専門性・経験値を活かした支援を行う。 ・園庭開放などにより民間保育施設の支援を行う。 ・小金井市が巡回支援や指導検査を実施するための人材を育成する。
2	難度の高い保育を率先して担う役割 【取り組む】	●要配慮児、要支援家庭・児童の支援 ・配慮を要する子ども（障害児、医療的ケア児）、要支援家庭・児童（外国籍、生活課題をかかえる、養育困難、虐待懸念）に寄り添い、行政機関として難度の高い保育に自ら率先して取り組む。 ・こども家庭センター、療育機関、医療機関などと連携する。 ・これらの経験知や専門性を蓄積し、民間保育施設との事例共有や必要な支援の提供等により、小金井市の支援体制を強化する。
3	公立保育園の機能を活かして在宅子育て家庭を支援する役割 【手を伸ばす】	●在宅子育て家庭の支援 ・地域の在宅子育て家庭への支援を、保育の専門性・経験知を活かして行う。 ●子育て支援センターとしての機能 ・子育て相談（対面、電話、メールなど）、出前保育、母子保健事業に参加するアウトリーチの活動、一時保育やこども誰でも通園制度などの実施を通して支援ニーズを発見する。 ・必要に応じて保育の実施による支援を行なったり、こども家庭センター等他機関と連携して支援をつなぐなど、幅広く状況に応じた支援を行う。
4	緊急時に地域の子どもと保育を守る役割 【そなえる】	●地域の保育施設でのトラブル対応 ・地域の保育施設でトラブル等による保育の停止などがあった場合には子どもの受け皿になる。 ●災害時等の対応 ・小金井市の災害時対応の一端を担い、市の機関として横断的に連携しながら、子育て家庭、保育施設の支援を行う（例　避難所での出前保育、復旧が遅れている保育施設利用者のための臨時保育、民間施設への支援物資提供の拠点になるなど。）

【図】市立保育園の地域連携

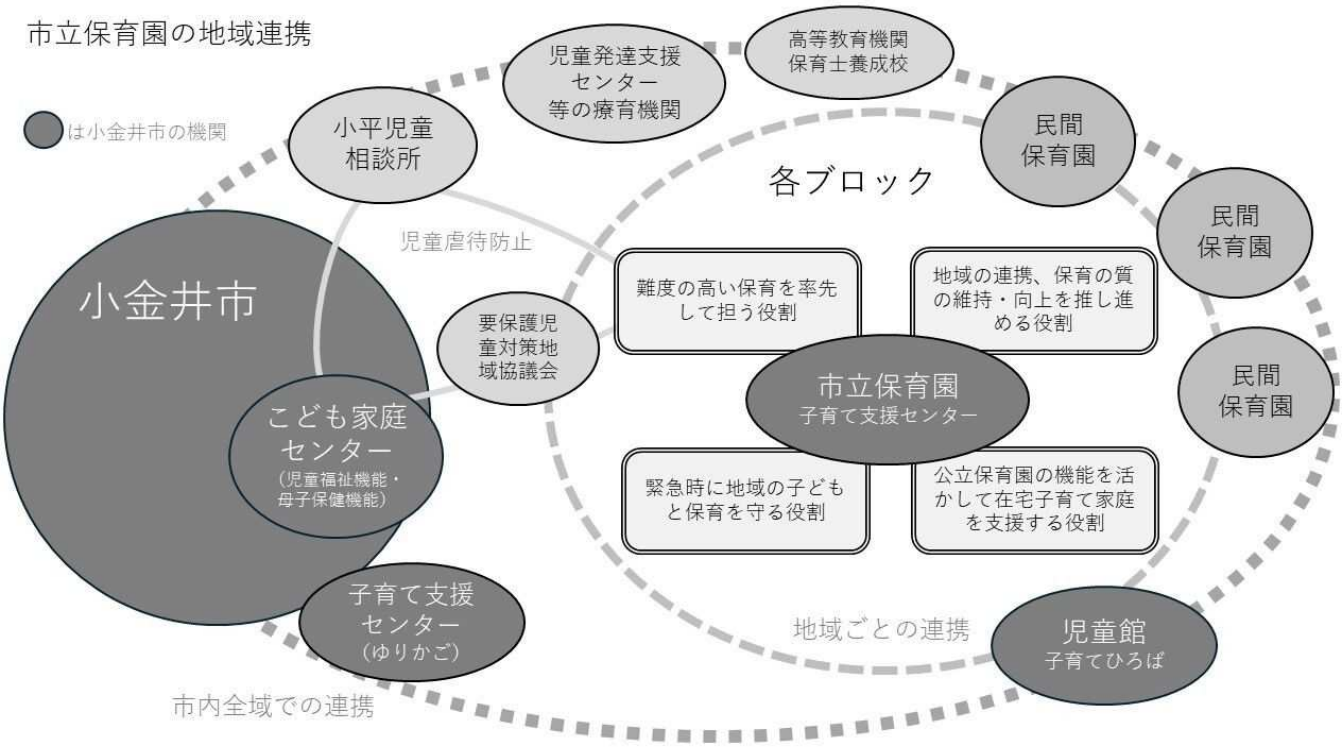

保育所等はこども家庭センターと連携しながら、保育・子育て支援を通して、その一端を担う大きな役割を持つ。市立保育園は行政機関としてその役割を主体的に担い、各地域の民間保育施設への協力・支援、連携の場づくりを行うことが求められる。

この観点から、市立保育園の役割を、上表のとおり４つに整理した。

第一の役割は「地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割」（学ぶ・つなげる）である。市立保育園は保育所保育指針・小金井市保育の質のガイドラインに基づくひとつの実践モデルとして存在しなければならない。また、地域ブロックごとに民間保育園との連携・交流を図り、学び合いの場をつくること、その蓄えられた専門性・経験知を活かした支援を行うことが求められる。また、安全な砂場を有するなどの専用園庭のメリットを地域の民間保育園とも共有するなどの活動も推奨される。さらに、こういった活動を通して、市（保育課）が行う巡回支援*や指導検査に携わることのできる人材を育成することも求められる。

*ここで言う巡回支援とは、基礎自治体の職員が認可・認可外の保育施設を訪問して助言や指導を行うもので、障害児保育の支援として行われる専門人材派遣による巡回相談とは異なる。

第二の役割は「難度の高い保育を率先して担う役割」（取り組む）である。１の「小金井市における保育等の現状」で解説したとおり、障害児・医療的ケア児の支援、児童虐待予防を視野に入れた「切れ目のない」支援など、子育て世帯に身近な基礎自治体に多くの役割が期待されるようになっている。その実現のため、行政機関である市立保育園が、こども家庭センター等と連携し、様々な支援ニーズをもつ児童・家庭への支援を率先して担うことが強く求められている。同時に、支援事例を民間保育園とも共有するなど、公民が連携して地域の支援力を強化することが期待される。

第三の役割は「公立保育園の機能を活かして在宅子育て家庭を支援する役割」（手を伸ばす）である。在宅子育て支援については、児童館などの先行事業があるが、市立保育園は保育の現場を担う専門性、看護師や栄養士などの人材を活かした支援が可能である。すでに、市立保育園で

は国の「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）」の内容の一部を実施し、こども家庭センターとの連携も図っているが、国の制度により地域担当保育士を配置することにより機能を充実させること、あるいは、国が区域ごと*に整備を求める地域子育て相談機関として機能することも期待される。いずれも児童館等の先行事業はあるが、市立保育園は、遊び場・交流の場の提供にとどまらず、保育の専門性をもつ機関として、また保育による直接支援を行える機関としても、役割を担うことが求められる。

*区域ごと：２０２４年３月の国の通知「地域子育て相談機関の設置運営等について」においては、徒歩１５分以内、中学校区に１か所を目安に、段階的に地域子育て相談機関を整備するよう求めている。

第四の役割は「緊急時に地域の子どもと保育を守る役割」（そなえる）である。市立保育園が、行政が設ける子どものセーフティネットとして機能する。例えば、地域の保育施設でのトラブル等で保育が不可能となった場合の子どもの受け皿となる役割などである。災害時おいて、市立保育園は福祉避難所として指定されているが、市の機関として横断的に連携しながら、特に子育て家庭や保育施設の支援を行うことが期待される。

３ 市立保育園の役割を実現するための課題

市立保育園の４つの役割を踏まえ、また市立保育園が直面する現状に向き合ったとき、必要な体制の確保を行う上で、次のような課題があると考えられる。

（１）市立保育園における保育士の人員不足

２０２５年４月１日現在、保育士は、正規職員はほぼ採用できているものの、育休代替任期付職員・会計年度任用職員では多くの欠員が生じており、その結果、園で実際に勤務する職員数が少なくなり正規職員に負担が掛かっている状況である。特に育児休業を取得した職員の代替である任期付職員は採用がほとんどできていないなど危機的状況である。このため、保育園職員アンケートでも、今の保育の安全を確保するだけで精一杯であるとの現状が多数訴えられていた。このような負担の重さやワーク・ライフ・バランス維持の難しさから、退職者が更に増える恐れがある。

地域子育て支援体制の強化や、配慮が必要な子ども・家庭の支援などの役割を担うためには、上記のような保育士等の欠員の解消とともに、医療的ケア児対応に対する看護師なども含めた新たな役割を担う人員確保・拡充が必要である。

（２）市立保育園の園舎の老朽化

子どもの安全確保、保育や子育て支援の効率的な実施のために建物の老朽化対策は急務である。保育園職員アンケートでも、施設の古さが原因で怪我が起こる、お湯が出ない、エアコンが壊れるなど、命にかかわるような憂慮すべき状況が報告されている。

医療的ケア児の受け入れのためには、医療器具を安全に利用できなければならない。また、地域の拠点、福祉避難所としてバリアフリー化も必要である。

（３）市立保育園の適正な配置

上記２点との関連で、市の諮問は市立保育園の適正な配置について問うているが、市立保育園の配置については、４つの役割を実現するために必要な配置と、定員管理の面から適正と考えられる配置の両面から検討する必要がある。

４ 市立保育園の在り方　～課題への対応策

市立保育園の役割を実現するための課題は、前項に示した以外にも様々なものがあるが、以下には、市からの諮問にそって整理した対応策を述べる。

（１）諮問された「５つの課題」への対応策

【諮問事項１】園舎老朽化への対応

早急な対策が不可欠である。例えば、こども誰でも通園制度実施園には国の改修補助がある。また、市内の学童保育所については大規模化が問題となっているが、学童保育所として整備する場合にも都の補助がある（合築を検討）。こうした補助を積極的に活用するとともに、子ども・若者施策に関する複合施設化、児童発達支援センター等との合築なども視野に入れるべきである。（資料７）

【諮問事項２】保育定員の適正化

児童数の減少及び保育体制を踏まえて、市立保育園では３園で募集数の調整を、一部の民間保育園でも利用定員の調整を行っている。今後も、児童数が減少する見通しであり、公民ともに定員調整が必要になる。

市立保育園においては、定員を縮小することにより、保育士の欠員を解消するとともに、新たな役割を担うための保育人材を確保することも考えられる。ただし、障害児支援や医療的ケア児支援を市立保育園全園で担っている現状があり拡充が望まれていることや、園庭のある市立保育園は現在も幼児クラスまで定員が埋まっている状況があることなど、地域の子ども・家庭のニーズを捉えた判断が必要である。さらに、年度途中の待機児童の発生について、市立保育園で対応していくことも視野に入れておきたい。（資料６）

【諮問事項３】保育サービス拡充に向けた予算と人員の確保

保育の質を保ち、新たな役割を果たしていくためには、現在生じている保育士等の欠員の解消が欠かせない。その上で、新たな役割を担う人員の配置も必要である。

本答申により、市立保育園の今後への見通しが確立することにより、小金井市における保育士採用が改善されることを期待したい。なお、欠員の多くは育休代替任期付職員・会計年度任用職員で生じており、欠員を補うために必要な正規職員を確保する必要があると考えられる。なお、総合的見直し（民営化等）を行うことを前提に１４人の正規職員を退職に合わせて一般任期付職員の採用に切り替えたという経緯があったことについて、改めて是非を検討する必要があると考えられる。

人員配置の予算を確保するためには、子育て支援センター併設による地域担当保育士の補助、国のこども誰でも通園制度又は都の多様な他者との関わりの機会の創出事業等を実施することによる補助など国や都の各種補助金の積極的な活用も視野に入れるべきである。

【諮問事項４】公立保育園の公費負担

【諮問事項５】自治体経営の観点（市立保育園５園維持の困難）

市全体の保育の質を維持・向上させていくために、市立保育園には本答申に示した役割を果たすことが求められており、その実現に向けた予算を確保し、それぞれの機能に必要な人員・人材を配置し、老朽化施設を改善することが不可欠である。

公費の配分等については、子どもの利益を第一に適正化されるよう検討していただきたい。例えば、小金井市の保育料は比較的低めであり、その適正化も考えられる。保育料は、東京都が第一子も無償化を実施する方針を示しているが、それが実施された場合には、現在、市独自で保育料を軽減している財源も、これらの取組に充てるべきである。また、民間保育施設への補助について、保育士配置など保育の質により連動させることなども検討されたい。

（２）市立保育園の役割の速やかな実現のために＜在り方＞

①『機能（役割)』について

● 上述「２　市立保育園に求められる４つの役割」の記載のとおり。子どもの権利を保障する市の実働機関としての市立保育園の役割を記した。

②『配置』について

前項（１）に示したことを踏まえ、本委員会は、市が諸課題に対応した上で、必要な場合には、市立保育園の配置（園数）や定員について検討することも必要との議論に至った。検討の観点について、次のように整理した。

● 保育ニーズ充足の見通し

上述【諮問事項２】に記載のとおり。

● 地域の子育て支援体制の強化

市立保育園はすでに、一時保育を実施しつつ、こども家庭センターとの連携による緊急対応を受け入れており、地域の在宅子育て家庭の孤立防止、隠れた支援ニーズの発見と早期対応を行える行政直営の支援機関として適正に配置されることが望まれる。このとき、子育て支援拠点・相談機関等が連携しつつ、それぞれが主たる担当地域をもち、子育て家庭に身近な支援者として存在することが求められる。

● 適正な規模の地域ブロックのあり方

市全体の保育の質の維持・向上のためには、何より行政・市立保育園・民間保育園の信頼関係が不可欠である。民間保育園の自律性・多様性を尊重しつつ強みを活かし、関係機関とも連携していく公民連携の仕組み（ネットワーク）づくりを進めなければならない。このとき、市立保育園は、障害児・医療的ケア児支援などを民間と協力しながら率先して担っていく役割が期待されている。

これらのことから、市内を適正な地域ブロックに分け、それぞれに市立保育園を拠点として配置することにより、保育及び子育て支援の提供を丁寧に行っていくことが望まれる。

● 市立保育園の配置数と定員（地域ブロックの分け方）

市立保育園の配置については、現行の５園体制であれば市民にとって地理的にも身近であり、園にとっては子ども・家庭に目が行き届きやすいという利点がある。一方で、人員確保や老朽化対策のために園数や定員の調整を検討する必要がある場合には、次のような条件を満たせるよう検討すべきである。（資料８、資料９、資料１０）

⑴ 市内を適正な地域ブロックに分け、各ブロックに市立保育園が１園ずつ配置されるようにすること。

⑵　ブロックは、できるだけ人口や所在する保育施設の数が偏らないように設定すること。
⑶　市内のどこからも子連れで歩いて１５分程度以内に相談できる拠点が存在するようにすること。

● 配置についての検討内容
委員会では、地域を５～２ブロックに分けた場合について検討した。

⑴　市立保育園１園当たりの児童数や民間施設数が少ないほうが、連携や支援がしやすいと考えられる。以下に、多摩２６市における「少ないほうからの順位」を挙げた。また、(　) 内には、資料４で示した公立保育園設置率、園庭保有率、障害児受入可能園率を、そのブロック分けでの公立園数で換算し直した数字を示している。なお、これらの周辺２２市での平均は、公立保育園設置率１２．４%、園庭保有率７８．５%、障害児受入可能園率９６．７%である。(周辺市との比較・資料９、資料４)

＜５ブロックに分けた場合＞
児童数の少なさでは１０位、民間保育施設数の少なさでは１４位である。(公立保育園設置率１１．４%、園庭保有率３８．６%、障害児受入可能園率７９．５%)

＜４ブロックに分けた場合＞
児童数の少なさでは１５位、民間保育施設数の少なさでは１６位である。(公立保育園設置率９．３%、園庭保有率３７．２%、障害児受入可能園率７９．１%)

＜３ブロックに分けた場合＞
児童数の少なさでは１６位、民間保育施設数の少なさでは１６位である。(公立保育園設置率７．１%、園庭保有率３５．７%、障害児受入可能園率７８．６%)

＜２ブロックに分けた場合＞
児童数の少なさでは１７位、民間保育施設数の少なさでは２０位である。(公立保育園設置率４．９%、園庭保有率３４．１%、障害児受入可能園率７８．０%)

⑵　地図に市立保育園から徒歩１５分の円を描いた場合（市内各地域との関係・資料８）

＜５園の場合＞
北中央部と南中央部で含まれない地域があるものの、市内の７割方が円の中に含まれている。

＜４園の場合＞
含まれない地域は５園の場合と大きくは変わらない。

＜３園の場合＞
北中央部と南中央部に加え、南東部において含まれない地域が大きくなる。

＜２園の場合＞
上記に加え南西部においても含まれない地域が大きくなる。

＊徒歩１５分＝時速４キロと想定した。

⑶　人員配置及び費用について、どのようになるかを試算に基づいて検討した。(資料１０)

① 現行どおりの人員配置の場合
② 新たな役割に対応する人員を増員した場合
③ ②の増員を行いつつ、定員減を行った場合

＊②について、ブロックが少なくなれば、市立保育園１園の担当地域は広くなり、そのための必要人員も多くなると考えられるが、市が試算した資料１０では、１園ごとに新たな役割に必要な人員を一定にして試算したものとなっている。

● このような検討を経て、委員会では、ブロック分け、つまり、市立保育園の配置について、大きく次のような意見が出された。

＜５園の維持＞
- 市立保育園の削減は、園庭保有率や障害児受入可能園数を低下させ、保育の質を向上させることと逆行する。
- 現在の５園は、適度な地理的バランスの上で配置されている。
- 民間園との連携がよりしやすくなる、緊急時に地域の子どもと保育を守る役割をより担うことができる、利用者から多くの入園希望のニーズがある、市民が相談をする上で、園数が多いほどアクセスしやすくなる、などのメリットがある。
- ５園維持が望ましいと考えるが、定員減や複合化による予算確保を目指す等、経済合理性からの議論もされてしかるべき。

＜４園の維持＞
- ４園でも、地域的なバランスはよい。
- ５園維持を望むが、人員確保・老朽化対策を確実に行うためにどうしても必要なのであれば、４園もやむを得ない。

＜３園の維持＞
- ３園でも、多くの地域は徒歩１５分圏内であり、民間保育園との連携も可能。
- 園舎老朽化等の厳しい制約条件の中で、公立保育園の役割の早急な実現が可能。

＜判断の観点に関する意見＞
- 市の財政や保育士の体制の観点から、５園維持は難しい。
- 人材確保が重要。その意味からも、市立保育園の保育士の負担軽減がされることは園数よりも優先されるべき。
- 学童保育所、児童発達支援センター等の児童福祉施設のニーズも増えているので、複合化などを市立保育園の配置と合わせて考える必要がある。
- 将来的に１園は学童保育や子育て支援施設との複合施設にする。
- 公民のネットワークづくりは特に重要。それをやりやすくするブロック分け、配置が望ましい。
- 段階的縮小対象園以外の市立保育園は特に市民のニーズ（定員充足率）が高いことに留意する必要がある。
- 市立保育園において、特別支援（障害児支援）、緊急一時保育・こども誰でも通園制度、公民連携づくりの拠点などの役割の拡充をすることが望まれる。こども家庭センターなどとの連携も現状では不十分。（民間保育園園長会）

なお、２園では、ブロック内で受けもつ民間園の数が非常に多くなり、園との距離も遠くなることから、市立保育園の役割を果たすことは難しいと考えられえる。

＜こまやかな検討の必要性＞
データに基づき、各市立保育園の定員充足度や待機状況、各地域に存在する子育て支援拠点・相談機関との関係なども見る必要がある。

③『体制』について

- 上述３⑴「市立保育園における保育士の人員不足」の記載のとおり。

（３）このほか、今回検討した小金井市の保育の現状から求められること。

- 少なくとも２～３年で市内全保育園に対して指導検査を実施できるように、都との合同での指導検査に加えて、体制を整備して、市単独で指導検査を行うこと。
- 障害児保育の実施を助けるために、市が専門人材を派遣する巡回相談制度を民間園にも行き渡るように拡充すること。
- 医療的ケア児の支援ニーズ（入園できず、家庭保育になった家庭も含め）の把握・実態調査を行い、早急に医療的ケア児のガイドラインを策定し、受入れ体制を構築すること。
- 地域の教育機関との連携を、公民の保育園の意見を聞きながら、市が構築する。
- 市立保育園が保育の専門機関として地域子育て支援拠点事業もしくは地域子育て相談機関の機能を担うにあたり、児童館等との連携や役割分担を検討する必要がある。児童館（一部学童保育併設）には学齢期の子ども支援の充実（例えば学童保育の利用児童増加への対応や、今後の学校・学童保育の連携を図る役割、小学校高学年・中学生の居場所としての役割など）が期待される。
- ＤＸを積極的に活用して、民間保育園との連携を進めることで小金井市全体の保育の質の更なる向上に役立て、かつ市立保育園における事務負担軽減を図ること。そのための各市立保育園の設備や環境を整えること。
- 裁判の判決を受けて入園したさくら保育園在園児童については、速やかに適切な対応を行うこと。

最後に

少子社会となり、国は子どもの権利の保障、保育の質の向上、子育て支援の拡充を謳い、予算配分を行うようになった。このような時代の流れを視野に入れ、小金井市においても、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移し、地域の子ども及び子育て家庭の現状やその願いに向き合い、丁寧な子ども施策が行われることが求められる。

市は、ここまでの保育施策を総括し、発生している諸課題に対して、責任をもって対応しなければならない。

そして、市、事業者、市民は、本答申に提示した内容を踏まえ、子どもの最善の利益を第一において協力し合い、子どもが安心してのびのびと育つことができる地域の実現へと前進していただきたい。

【答申資料】

資料１　小金井市立保育園の在り方検討委員会設置条例

資料２　小金井市立保育園の役割と在り方について（諮問）

資料３　小金井市立保育園の在り方検討委員会の経過

資料４　民間団体調査における小金井市の保育のデータ
（「１００都市保育力充実度チェック２０２４年度版」抜粋）

資料５　小金井市における子育て支援拠点事業等の状況

資料６　令和６年度　年度途中入園の申し込み等状況

資料７　保育所併設施設の事例

資料８　市立保育園のブロック分けイメージ

資料９　都内２６市における公立保育園の状況

資料１０　小金井市立保育園の職員数・費用の試算（概算）

答申資料１

小金井市立保育園の在り方検討委員会設置条例

（設置）

第１条　小金井市全体の保育の質の維持・向上に向けて、小金井市すこやか保育ビジョンにおける小金井市が果たす役割等の具体化を図るため、小金井市内の保育施設の状況を踏まえ、専門的かつ幅広い視点から今後の小金井市立保育園の役割及び在り方を検討する小金井市立保育園の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、小金井市立保育園の役割及び在り方について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。

（組織）

第３条　委員会は、委員１０人以内で組織する。

２　前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　学識経験者　２人以内

⑵　保育に関する事業に従事する専門職者　２人以内

⑶　小金井市立保育園を利用する児童の保護者　２人以内

⑷　公募による市民　３人以内

⑸　小金井市内の子ども・子育て支援に関する関係団体代表者　１人以内

（委員の任期）

第４条　委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、市長が第２条の諮問をしてから当該諮問に対する答申が終了するまでの間に委員の任期が満了する場合、委員の任期は、その答申の終了まで継続するものとする。

３　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　委員会の議事は、出席する委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

４　委員会の会議は、原則として公開する。

５　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

２　この条例は、第２条に基づく答申を終えた日限り、その効力を失う。

（特別職の給与に関する条例の一部改正）

３　特別職の給与に関する条例（昭和３１年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

別表第３中

「

子ども・子育て会議	会長	日額	１１，０００円
	委員	日額	１０，０００円

」

を

「

子ども・子育て会議	会長	日額	１１，０００円

	委員	日額	１０，０００円
市立保育園の在り方検討委員会	委員長	日額	１１，０００円
	委員	日額	１０，０００円

」

に改める。

答申資料２

小子保発第２０８号
令和６年６月２０日

小金井市立保育園の在り方検討員会委員長　様

小金井市長　白井　　亨

小金井市立保育園の役割と在り方について（諮問）

市では、小金井市における保育の質のガイドラインと今後の保育施策として取り組むべき方向性を明らかにするため、令和３年３月に「小金井市すこやか保育ビジョン」を策定しました。そして、市立保育園を取り巻く課題を踏まえて、令和４年５月に「新たな保育業務の総合的な見直し方針」を策定し、同年９月に小金井市立保育園条例を専決処分により一部改正しました。

しかし、同処分について、令和６年２月２２日に「小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件」の東京地裁判決が出されました。このため、同条例は法的に極めて不安定な状況にあり、早急な対応が求められております。また、何より、保育園に関する待機児童が解消した今、「保育の質」向上に向けた仕組みづくりが急務となっています。

このような状況を踏まえ、小金井市全体の保育の質の維持・向上に向けて、小金井市すこやか保育ビジョンにおける小金井市が果たす役割のうち、市立保育園の役割と在り方を具体化するため、下記の事項について、貴委員会において専門的かつ幅広い視点からご検討いただき、ご見解を示していただきたく諮問いたします。

記

１　小金井市立保育園に期待される役割について
　近隣自治体等における事例も踏まえた市立保育園に期待される役割

２　小金井市立保育園を取り巻く課題について
　「新たな保育業務の総合的見直し方針」における「５つの課題」等を踏まえた、市立保育園に期待される役割の実現に向けた課題
（参考）「新たな保育業務の総合的な見直し方針」における「５つの課題」
　①園舎老朽化への対応、②保育定員の適正化、③保育サービス拡充に向けた予算と人員の確保、④公立保育園の公費負担、⑤自治体経営の観点（市立保育園５園維持の困難）

３　小金井市立保育園の在り方について
　１、２を踏まえた、市全体の保育の質の維持・向上に向けた市立保育園の在り方（機能・配置・体制等）

答申資料３

小金井市立保育園の在り方検討委員会の経過

１　開催状況

回	開催日	議　　題
１	R6.6.20	・委員の委嘱及び市長挨拶 ・委員長及び副委員長について ・諮問について ・会議の運営等について ・小金井市立保育園を巡るこれまでの経過について ・保育の展望と課題 ・全体スケジュール等について ・アンケート実施概要について ・次回以降の開催日について
２	R6.7.22	・会議の運営等について ・全体スケジュール等について ・小金井市立保育園の役割について ・アンケートについて
３	R6.8.22	・小金井市立保育園の役割について ・市民ワークショップについて ・就学前児童インタビューについて
園見学	R6.10.22	対象園 ⑴さくら保育園（小金井市立） ⑵小金井保育園（小金井市立） ⑶げんきな森保育園（社会福祉法人森友会）
４	R6.10.24	・保育園見学の結果報告について ・小金井市立保育園の役割（素案）について ・役割実現に向けた課題について ・市民ワークショップについて ・就学前児童インタビューについて
第１回 ＷＳ	R6.11.4	・グループ対話１：保育園・地域の子育て環境の「良い点」「改善点（不安・困ったコト） ・グループ対話２：小金井市立保育園に期待される役割について
５	R6.11.21	・第１回市民ワークショップの結果について ・委員会中後半における視点と論点 ・役割実現に向けた課題の検討 ・就学前児童インタビュー実施概要（案）【再改訂版】について
６	R7.1.16	・就学前児童インタビュー実施結果 ・役割実現に向けた課題の整理・検討 ・答申案の構成
７	R7.2.13	・役割実現に向けた課題及び在り方の整理・検討

		・第２回市民ワークショップの開催について
８	R7.3.13	・役割実現に向けた課題及び在り方の整理・検討 ・第２回市民ワークショップの開催について
第２回 ＷＳ	R7.4.6	・グループ対話１：答申骨子案の「良い点」「改善点」について ・グループ対話２：答申骨子案の「重要だと思うポイント」について
９	R7.4.24	・第２回市民ワークショップの結果について ・答申案（素案たたき台）について
１０	R7.5.15	・答申案について

2　小金井市立保育園の在り方検討委員会　委員名簿

選出区分	NO.	氏名	所属等	在任期間	備考
学識経験者	1	普光院（フコウイン）　亜紀（アキ）	浦和大学　講師	R6.6.20～ R7. 5.23	委員長
	2	渡邊（ワタナベ）　嘉二郎（カジロウ）	法政大学　名誉教授	R6.6.20～ R7. 5. 23	副委員長
保育に関する事業に従事する専門職者	3	三島（ミシマ）　こずゑ	ドリームキッズ小金井保育園　園長	R6.6.20～ R6.12.31	
	4	加藤（カトウ）　絵美（エミ）	武蔵小金井雲母保育園園長	R6.6.20～ R6.12.31	
小金井市立保育園を利用する児童の保護者	5	大前（オオマエ）　優香（ユカ）	公立保育園利用児童の保護者	R6.6.20～ R7. 5. 23	
	6	古山（フルヤマ）　幸恵（ユキエ）	公立保育園利用児童の保護者	R6.6.20～ R7. 5. 23	
公募による市民	7	尾高（オダカ）　真奈美（マナミ）	公募市民	R6.6.20～ R7. 5. 23	
	8	田中（タナカ）　浩司（コウジ）	公募市民	R6.6.20～ R7. 5. 23	
	9	八木（ヤギ）　尚子（ナオコ）	公募市民	R6.6.20～ R7. 5. 23	
小金井市内の子ども・子育て支援に関する関係団体代表者	10	水津（スイツ）　由紀（ユキ）	小金井子育て・子育ち支援ネットワーク協議会　会長	R6.6.20～ R7. 5. 23	

（敬称略）

答申資料４

民間団体調査における小金井市の保育のデータ

民間団体「保育園を考える親の会」の年次調査「100 都市保育力充実度チェック 2024 年度版*」の主要指標における小金井市のデータ

＊首都圏および政令市 100 市区を対象に調査。多摩地域は 26 市中都心により近い 22 市を対象としている。

① 入園決定率 （認可保育園、認定こども園、地域型保育の「新規入園者数÷新規入園申込者数」）

小金井市	87.1%
多摩地域22市平均	78.8%
94 市区平均*	79.1%

*有効回答市区

② 公立保育園設置率 （全認可保育所数に占める公設公営園の割合）

小金井市	11.4%
多摩地域22市平均	12.4%
100 市区平均	16.6%

③ 公立保育園の民営化

小金井市	実施していない
100 市区	79 市区が実施

④ 園庭保有率（全認可保育所のうち敷地内に基準を満たす園庭を保有している園の割合）

小金井市	38.6%
多摩地域22市平均	78.5%
100 市区平均	70.0%

⑤ 認可保育所の保育士配置基準で 1 歳児を 5 対１としているかどうか（国基準は 6 対１）

小金井市	公立と昔からある民間園のみ実施、新規の民間園は国基準
多摩地域 22 市	公民全園実施は 16 市、公立のみは４市区、全園国基準は 2 市
100 市区	公民全園実施は 56 市区、公立のみは 28 市区、全園国基準は 16 市区

このほか、多摩地域 22 市では、障害児加配など子どもの人数との比率によらない部分での保育士配置に東京都旧基準を基本とした上乗せを行なっている自治体が多いが、小金井市は一部が国基準となっている。

⑥ 障害児受入可能園率（全認可保育所のうち障害児受入可能な園の割合）

小金井市*	79.5%
多摩地域22市平均	96.7%
100 市区平均	94.9%

*小金井市は公立 100%、民間 68.2%

⑦ 延長保育実施率、平均実施時間（認可保育所で集計。平均実施分数は未実施園を０分とした算入）

	実施率	平均実施分数
小金井市	100.0%	86.5 分
多摩地域22市平均	93.4%	79.0 分
100 市区平均	93.9%	78.6 分

⑧ １歳児保育料（総務省「令和４年度家計年報」から設定した中間的世帯収入で回答）

小金井市	18,800 円
多摩地域22市平均	25,514 円
91 市区平均*	31,876 円

*回答指標が異なる９市を除外。

【参考】多摩地域 22 市の園庭保有率の推移（2018-2024 年）

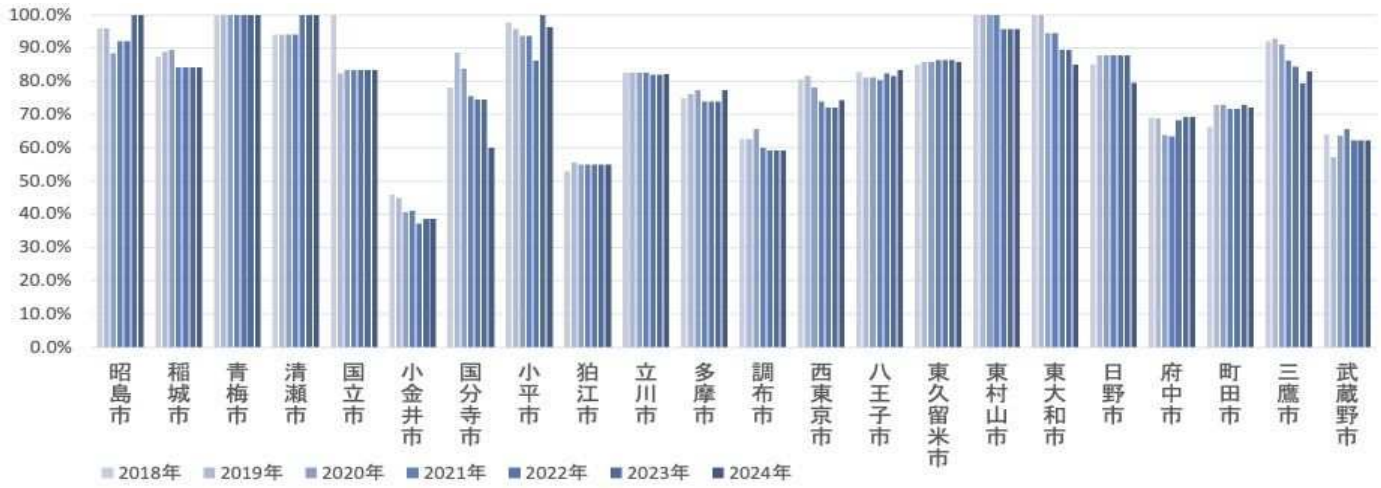

答申資料５

小金井市における子育て拠点事業等の状況

１　児童館における乳幼児対象事業

		本町	東	貫井南	緑
ひろば事業	（回数）	124	280	130	235
	（人数）	3,711	7,647	2,594	4,312
相談会等	（回数）	46	84	68	61
	（人数）	1,012	1,496	1,139	1,181
幼児グループ	（回数）	66	59	34	34
	（人数	1,000	1,217	386	486
その他事業	（回数）	1	32	12	11
	（人数）	20	937	165	157
合計	（回数）	237	453	244	341
	（人数）	5,960	11,296	4,284	6,136

出典：『令和５年度事務報告書』p.241～244

※ひろば事業への派遣は、看護師、栄養士、保育士など。年２～３回程度
小金井保育園は本町児童館、くりのみ保育園は東児童館、わかたけ保育園は貫井南児童館、けやき保育園は緑児童館でのひろば事業に派遣している。

２　保育園における対応状況

	特別支援保育	給食アレルギー対応	エピペン対応	医療的ケア	一時保育
市　立	５	５	５	５	５
民　間	３１	３９	３０	６	１１

出典：『令和７年度保育施設等入所案内』p.42

３　児童発達支援センター「きらり」状況

・相談支援事業、親子通園事業、外来訓練事業、保育所訪問支援事業では「待ち」は一部で長期間ではない。

・「きらり」による巡回相談「きらきらサポート」が不足。当初は１年間で全園回るとしてたが、実績は年間 10-11 園。公立園及び民間園のうち 10 園が、きらり以外で巡回相談を実施している。

答申資料６

令和６年度　年度途中入園の申し込み等状況

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	申込者数(うち新規)	66 (43)	81 (31)	105 (35)	132 (41)	172 (52)	213 (56)	255 (47)	295 (48)	337 (49)	365 (32)	415 (53)
	募集枠数	58	49	43	32	22	9	6	4	0	1	1
	内定数	11	8	13	11	13	4	3	4	0	1	1
	残枠数（募集数－内定数）	47	41	30	21	9	5	3	0	0	0	0
	利用不可数（申込者数－内定数）	55	73	92	121	159	209	252	291	337	364	414
1歳	申込者数(うち新規)	67 (9)	70 (11)	70 (9)	78 (12)	81 (8)	86 (9)	87 (8)	89 (8)	95 (9)	94 (1)	92 (1)
	募集枠数	19	15	13	13	8	7	3	1	2	2	0
	内定数	6	6	4	5	3	7	5	1	2	1	0
	残枠数（募集数－内定数）	13	9	9	8	5	0	-2※	0	0	1	0
	利用不可数（申込者数－内定数）	61	64	66	73	78	79	82	88	93	93	92
2歳	申込者数(うち新規)	21 (11)	17 (9)	14 (3)	16 (5)	16 (4)	21 (7)	19 (5)	20 (6)	22 (6)	21 (3)	22 (3)
	募集枠数	37	35	32	32	30	28	23	20	23	22	17
	内定数	11	6	3	4	2	7	5	4	4	2	1
	残枠数（募集数－内定数）	26	29	29	28	28	21	18	16	19	20	16
	利用不可数（申込者数－内定数）	10	11	11	12	14	14	14	16	18	19	21
3歳	申込者数(うち新規)	11 (7)	6 (1)	9 (4)	9 (4)	9 (2)	10 (2)	11 (3)	10 (2)	10 (3)	10 (2)	8 (0)
	募集枠数	98	94	91	88	89	90	90	81	82	81	73
	内定数	6	0	4	2	1	2	3	3	2	2	0
	残枠数（募集数－内定数）	92	94	87	86	88	88	87	78	80	79	73
	利用不可数（申込者数－内定数）	5	6	5	7	8	8	8	7	8	8	8
4歳	申込者数(うち新規)	8 (5)	6 (3)	7 (3)	9 (4)	9 (4)	11 (6)	5 (1)	8 (4)	7 (3)	4 (0)	7 (3)
	募集枠数	58	57	57	57	58	58	57	53	52	53	41
	内定数	5	3	1	4	4	7	1	4	3	0	2
	残枠数（募集数－内定数）	53	54	56	53	54	51	56	49	49	53	39
	利用不可数（申込者数－内定数）	3	3	6	5	5	4	4	4	4	4	5
5歳	申込者数(うち新規)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	3 (3)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	募集枠数	86	84	80	81	79	78	76	74	74	74	70
	内定数	3	1	0	2	3	2	2	1	0	0	1
	残枠数（募集数－内定数）	83	83	80	79	76	76	74	73	74	74	69
	利用不可数（申込者数－内定数）	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 1歳クラスの11月は、転園による内定者がいたことにより募集数＜内定数となっている

答申資料７

保育所併設施設の事例

学校との併設事例

区市町村	保育園名称	複合施設	備考
品川区※	西五反田保育園	・品川区立第一日野小学校 ・第一日野幼稚園 ・教育センター ・図書館	
目黒区	桑の実中目黒保育園 （民間保育園）	・学童保育	
	東が丘保育園 （民間保育園）	・学童保育	
	不動さつき保育園 （民間保育園）	・児童館	
	第二ひもんや保育園 （民間保育園）	・高齢者福祉住宅	
世田谷区	八幡山保育園	・世田谷区立芦花小学校 ・世田谷区立芦花中学校	○保育園は別棟で整備
	砧南らる保育園	・世田谷区立砧南中学校	○中学校の空き教室の活用
国立市	矢川保育園 （民間保育園）	・矢川プラス（複合公共施設）	○保育園は別棟で整備
西東京市	けやき保育園	・地域子育て支援センター	
	すみよし保育園	・地域子育て支援センター	
	なかまち保育園	・地域子育て支援センター	
	ひがし保育園	・地域子育て支援センター	
朝霞市	さくら保育園	・子育て支援センター	
市川市	すえひろ保育園 （民間保育園）	・市川市立第七中学校 ・文化ホール ・給食室 ・ケアハウス ・デイサービスセンター	○市川市立第七中学校の複合化を PFI 事業として実施

※品川区での区立保育園の複合化の状況

図表　区立保育園の併設施設の状況

		区立保育園数	うち、認定こども園数	併設施設あり	児童センター	文化センター	区営住宅	図書館	幼稚園	都営住宅	シルバーセンター	シルバー人材センター	高齢者福祉施設
計		43	4	34	17	2	2	3	6	6	2	1	1
地区別	品川	6	1	5	2	0	0	0	2	1	0	0	0
	東大井・八潮	8	0	6	2	0	0	1	1	3	1	0	1
	大崎	3	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	大井	10	1	7	5	0	1	1	1	0	0	0	0
	五反田	7	1	6	2	1	0	0	1	1	1	1	0
	荏原	9	1	8	5	1	1	1	1	0	0	0	0

答申資料８

市立保育園のブロック分けイメージ

１　配置案の検討にあたって留意すべき要素

①民間保育園の箇所数：基幹園となる各市立保育園が受け持つ保育園数のバランス
②保育園の定員数：基幹園となる各市立保育園が受け持つ園児数のバランス
③0～5 歳人口：地域の子育て家庭支援にあたっての各市立保育園が対応すべき児童数のバランス
④距離要因：ブロック境界からの距離
⑤地形要因：高低差などの移動にあたって障害となる要因の有無
⑥市の既往地区区分：学校区、福祉圏域などの地区区分との整合
※境界線は町丁目の境界や鉄道、道路など、市民がわかりやすいものであることが必要

２　検討の方向

上記の①～⑥の要素を踏まえて、2～5 園のそれぞれのケースについて、ブロック区分案を検討

３　市立園の園数に応じたブロック分けの検討

３－１　５園のケース

■パターン１：保育園数を同じにしたパターン

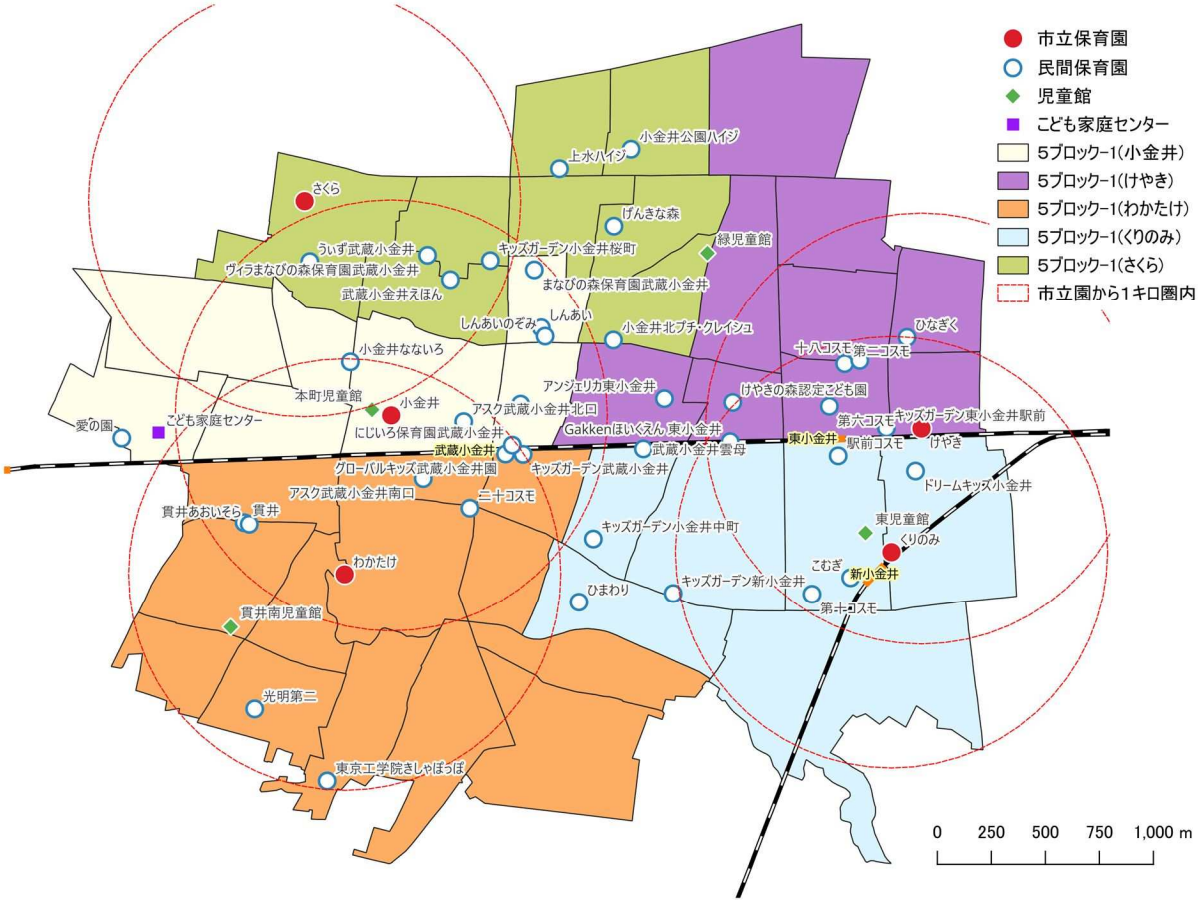

5園ブロック分け　パターン1

	園数（箇所）	定員数（人）	0-5歳人口（人）	0-4歳人口（人）	地区面積（㎢）
1　小金井	9	806	813	679	1.67
2　けやき	9	732	1,139	951	2.09
3　わかたけ	9	801	1,625	1,303	3.16
4　くりのみ	9	722	1,286	1,036	2.50
5　さくら	9	642	902	729	1.89

■パターン２：市立園からの距離を重視したパターン

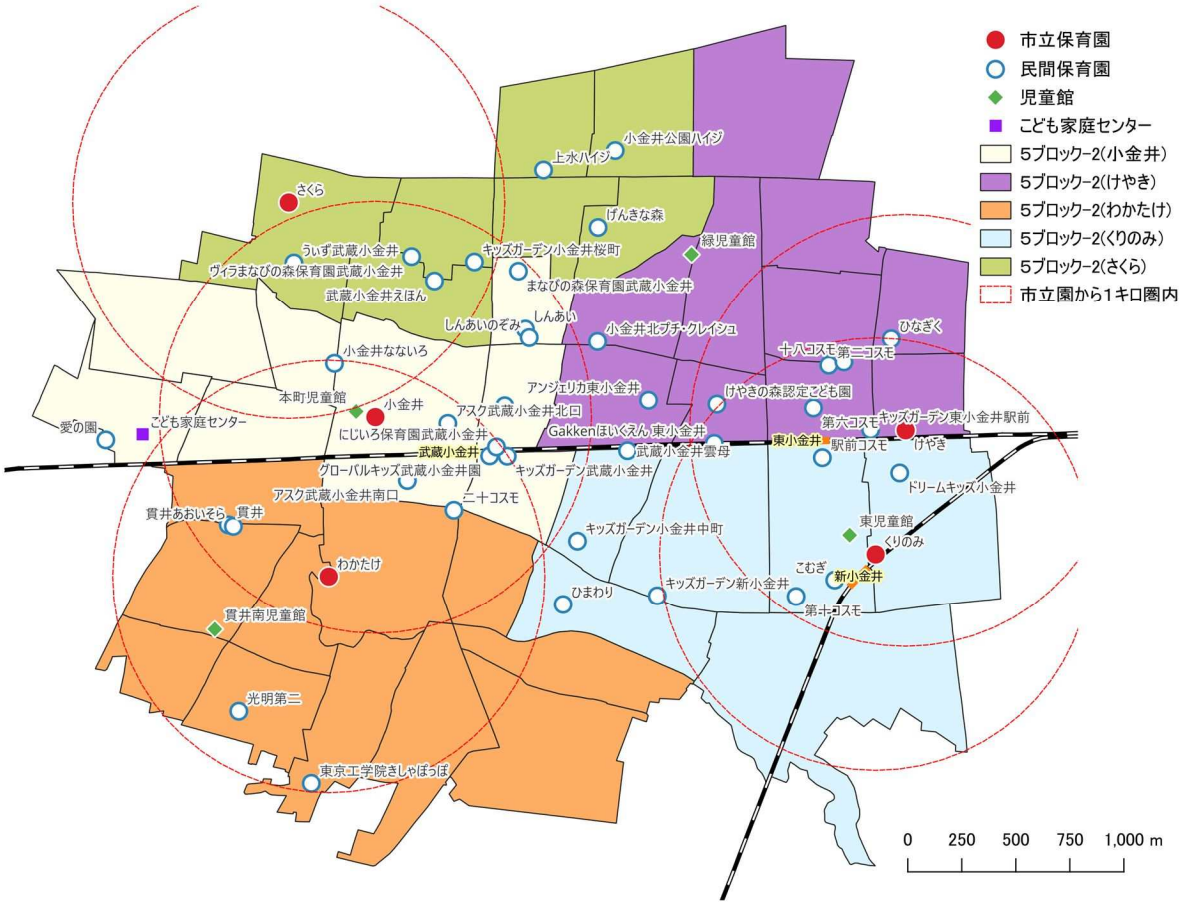

5園ブロック分け　パターン2

	園数（箇所）	定員数（人）	0-5歳人口（人）	0-4歳人口（人）	地区面積（㎢）
1　小金井	12	1,056	1,157	960	1.96
2　けやき	10	792	1,270	1,062	2.30
3　わかたけ	6	551	1,281	1,022	2.87
4　くりのみ	9	722	1,286	1,036	2.50
5　さくら	8	582	771	618	1.68

３－２　４園のケース

■パターン１：保育園数のバランスに配慮したパターン

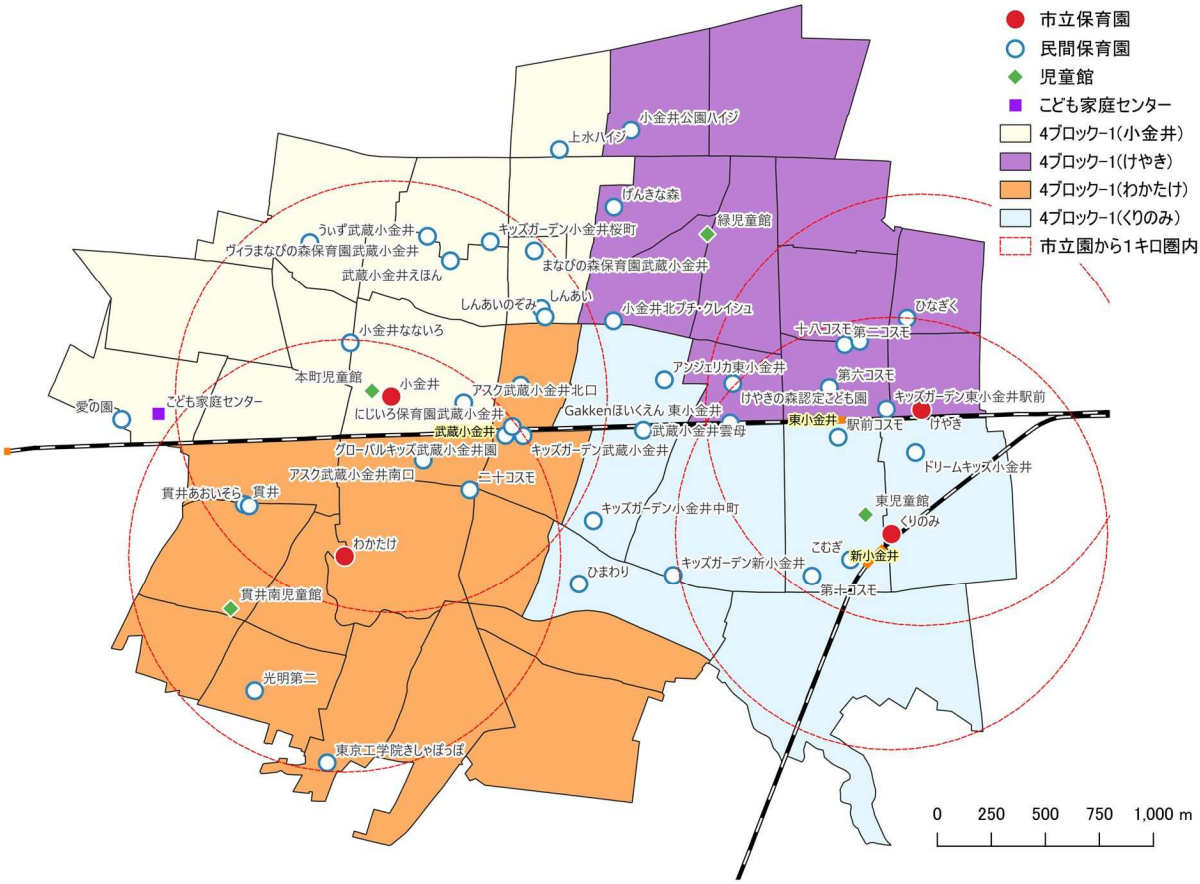

4園ブロック分け　パターン1

	園数（箇所）	定員数（人）	0-5歳人口（人）	0-4歳人口（人）	地区面積（㎢）
1　小金井	12	1,136	1,325	1,077	2.72
2　けやき	11	875	1,122	942	2.49
3　わかたけ	11	903	1,750	1,415	3.33
4　くりのみ	10	789	1,568	1,264	2.76

■パターン２：市立園からの距離を重視したパターン

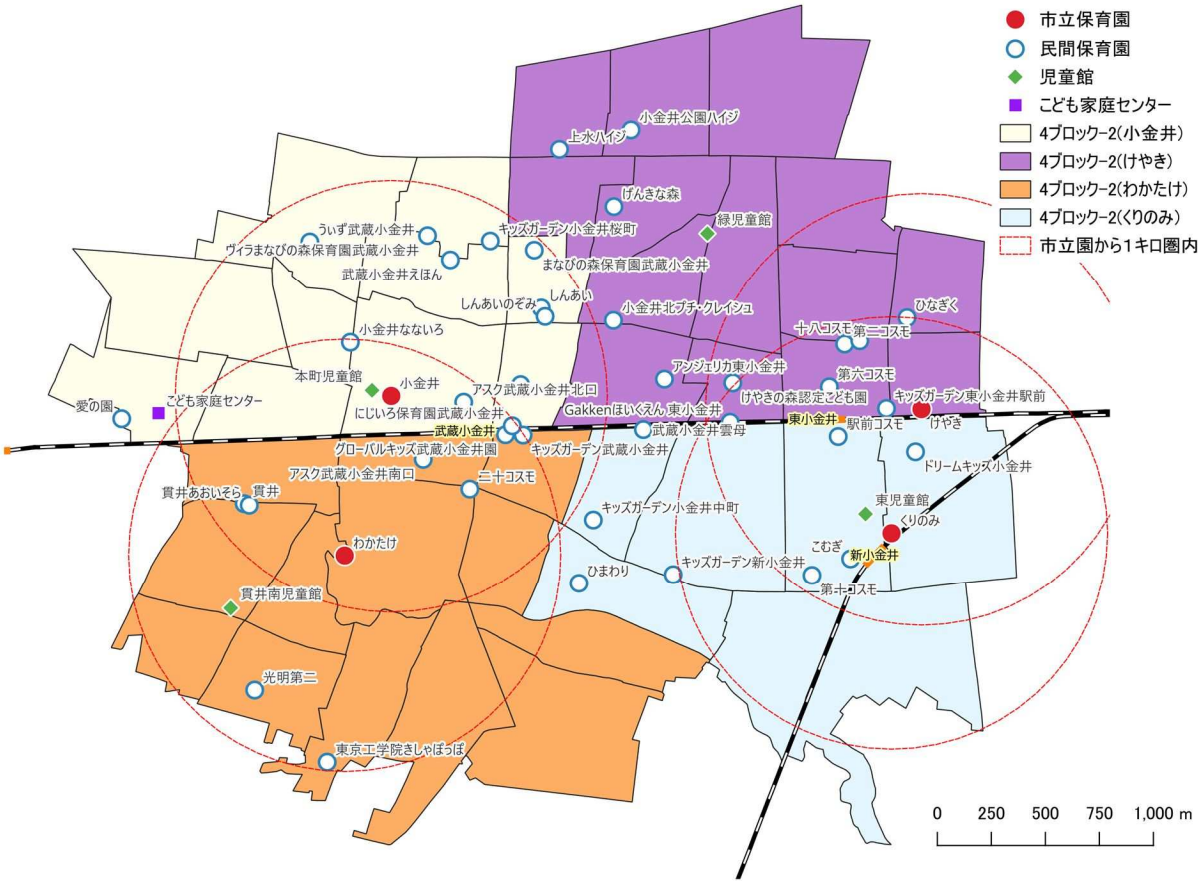

4園ブロック分け パターン2

	園数（箇所）	定員数（人）	0-5歳人口（人）	0-4歳人口（人）	地区面積（㎢）
1　小金井	13	1,188	1,366	1,125	2.50
2　けやき	13	992	1,488	1,234	3.14
3　わかたけ	9	801	1,625	1,303	3.16
4　くりのみ	9	722	1,286	1,036	2.50

３－３　３園のケース

■パターン１：保育園数のバランスに配慮したパターン

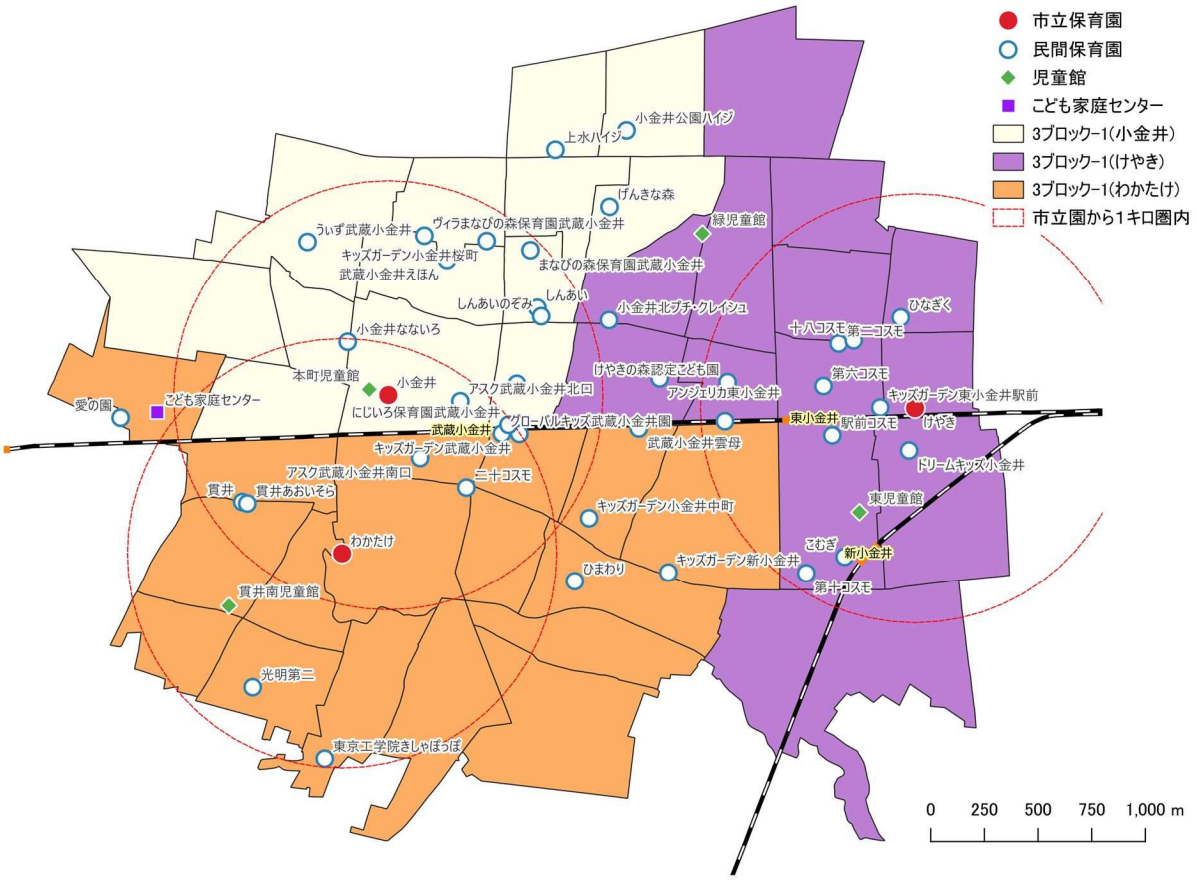

3園ブロック分け　パターン1

	園数（箇所）	定員数（人）	0-5歳人口（人）	0-4歳人口（人）	地区面積（㎢）
1　小金井	15	1,248	1,448	1,187	3.10
2　けやき	14	1,261	2,062	1,703	3.85
3　わかたけ	14	1,194	2,255	1,808	4.35

■パターン２：市立園からの距離を重視したパターン

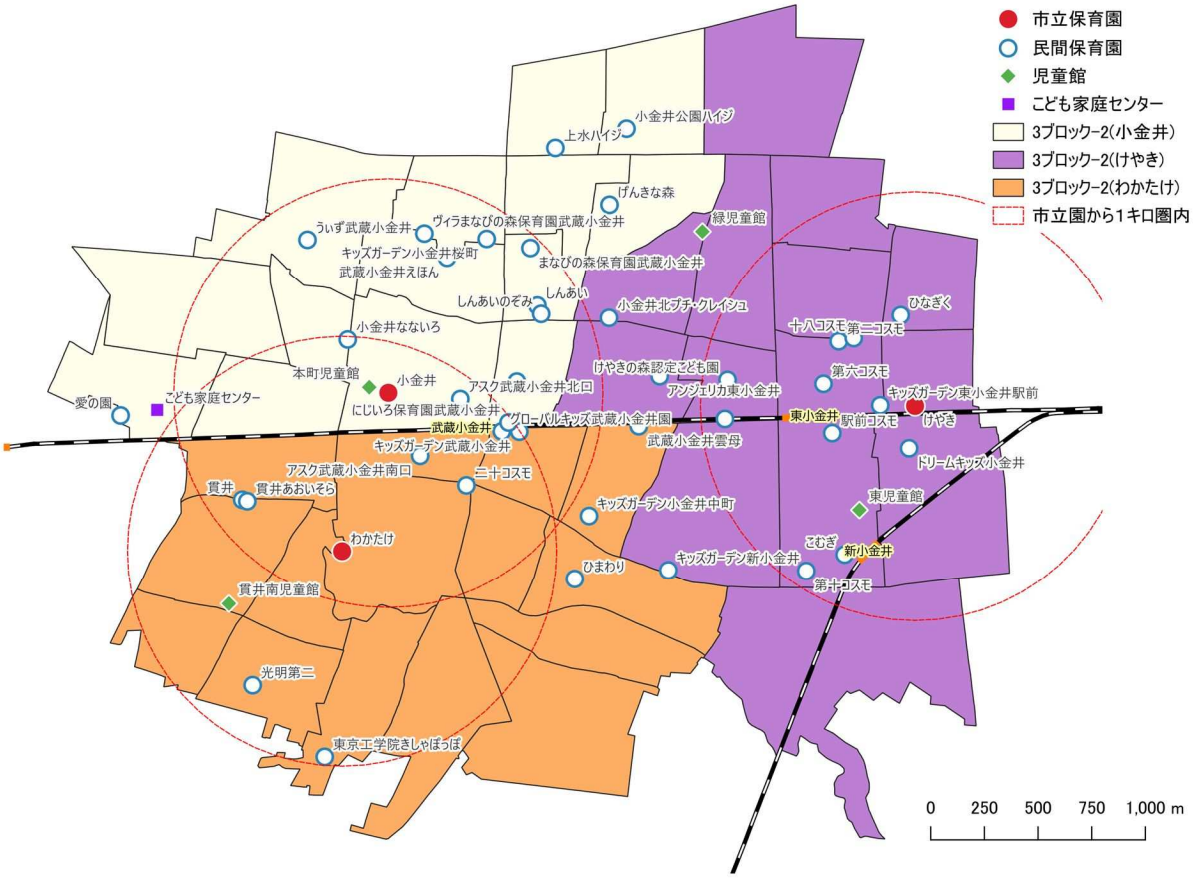

3園ブロック分け パターン2

	園数（箇所）	定員数（人）	0-5歳人口（人）	0-4歳人口（人）	地区面積（㎢）
1　小金井	16	1,388	1,584	1,297	3.34
2　けやき	15	1,321	2,320	1,920	4.31
3　わかたけ	12	994	1,861	1,481	3.64

３－４　２園のケース

■パターン１：保育園数のバランスに配慮したパターン

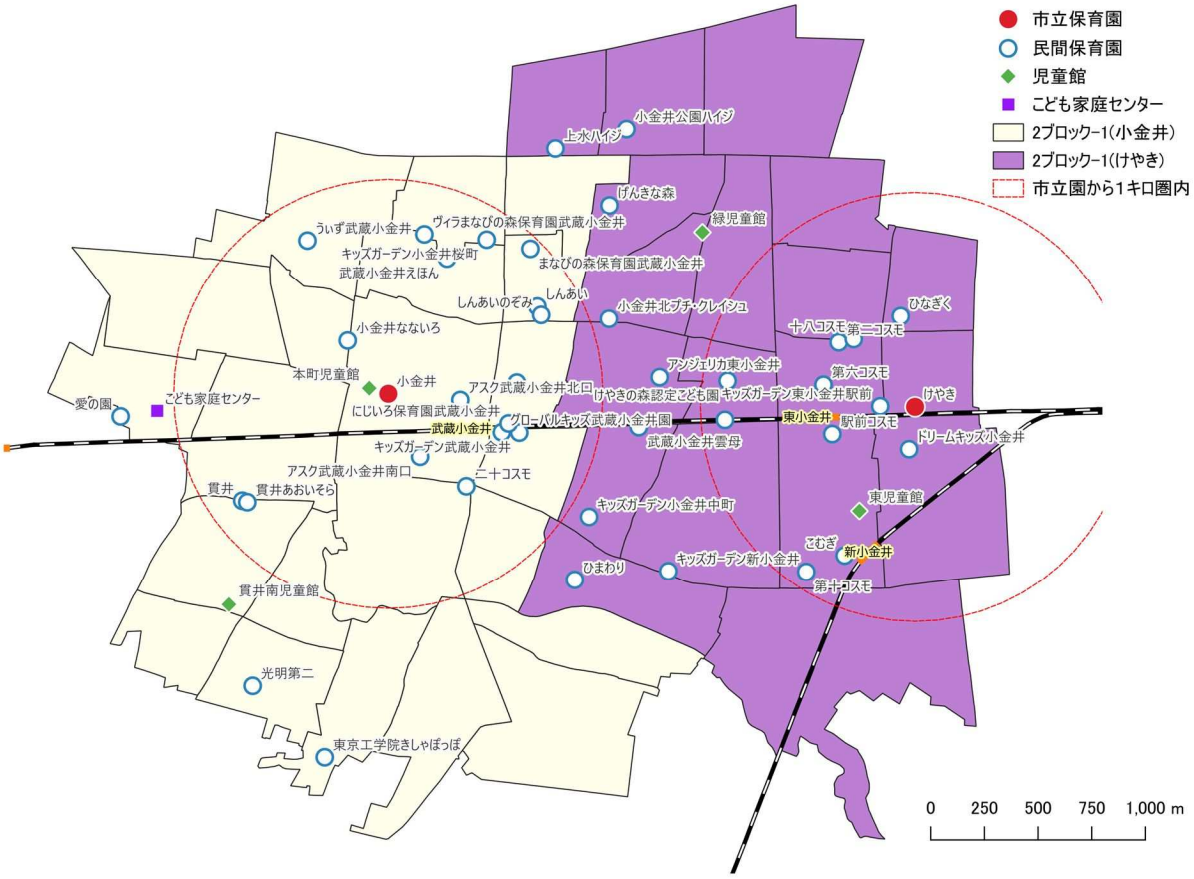

2園ブロック分け　パターン1

	園数（箇所）	定員数（人）	0-5歳人口（人）	0-4歳人口（人）	地区面積（㎢）
1　小金井	21	1,989	3,066	2,486	5.85
2　けやき	21	1,714	2,699	2,212	5.45

■パターン２：市立園からの距離を重視したパターン

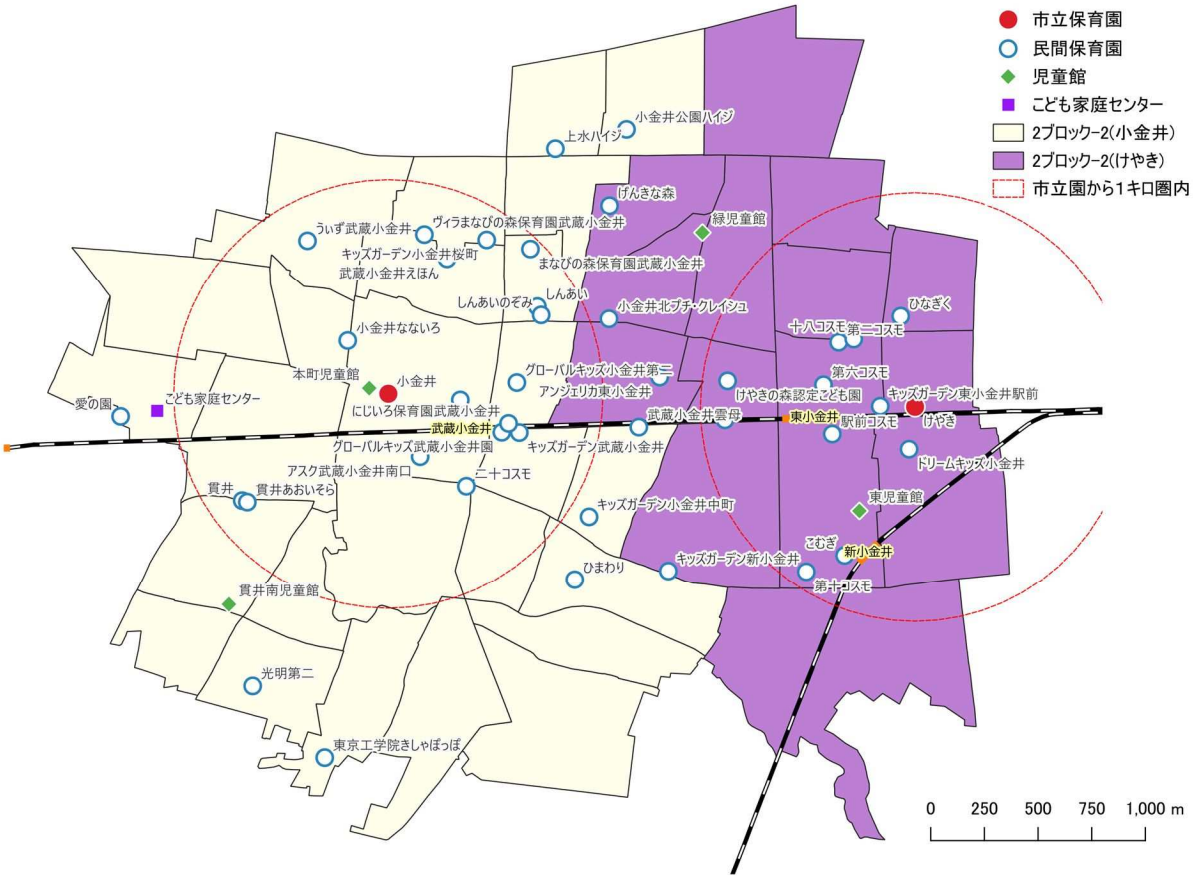

2園ブロック分け　パターン2

	園数（箇所）	定員数（人）	0-5歳人口（人）	0-4歳人口（人）	地区面積（㎢）
1　小金井	26	2,282	3,329	2,682	6.78
2　けやき	16	1,421	2,436	2,016	4.52

答申資料９

都内２６市における公立保育園の状況

１　公園保育園１園当たりの 0～5 歳人口の比較 ※公設民営保育園は公立保育園に含む

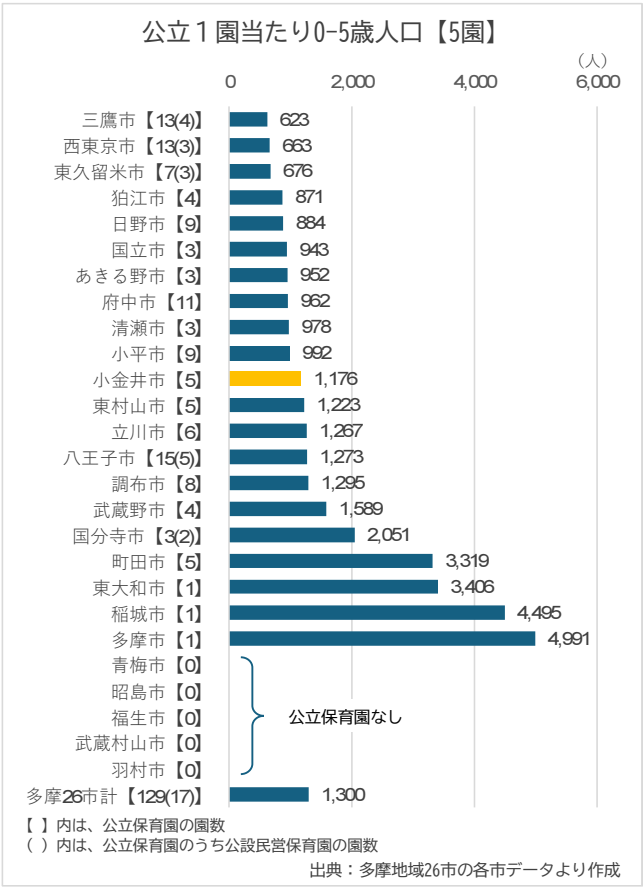

【 】内は、公立保育園の園数
（ ）内は、公立保育園のうち公設民営保育園の園数

出典：多摩地域26市の各市データより作成

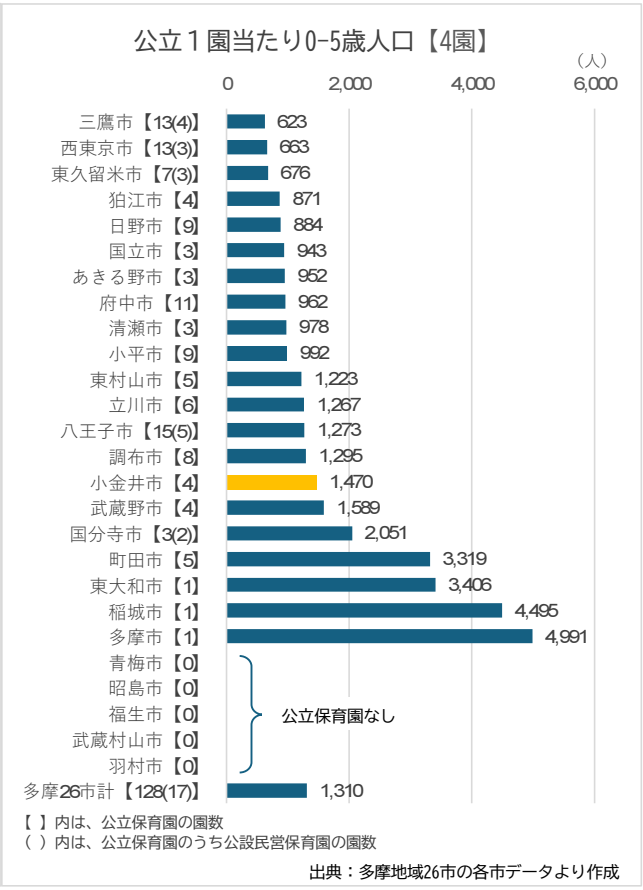

【 】内は、公立保育園の園数
（ ）内は、公立保育園のうち公設民営保育園の園数

出典：多摩地域26市の各市データより作成

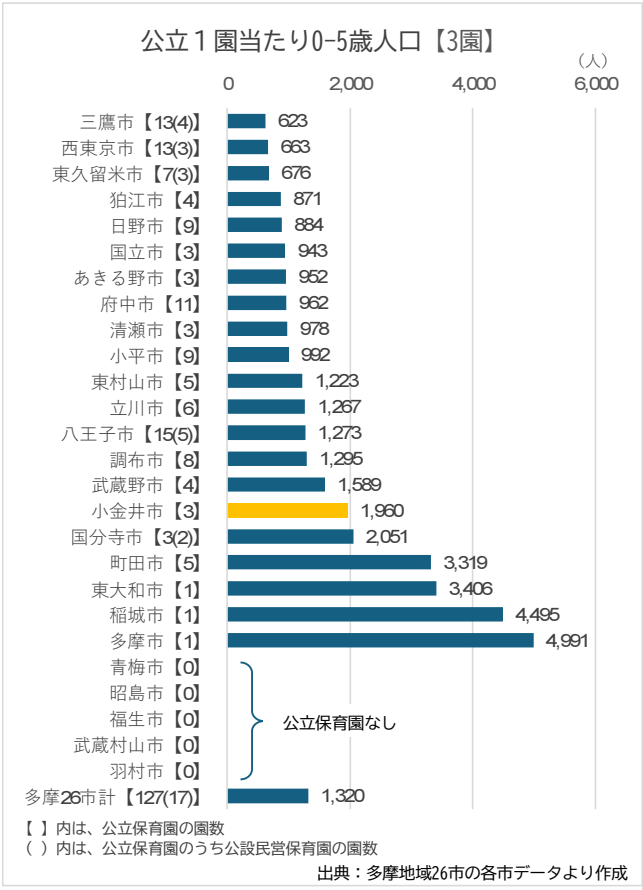

【 】内は、公立保育園の園数
（ ）内は、公立保育園のうち公設民営保育園の園数

出典：多摩地域26市の各市データより作成

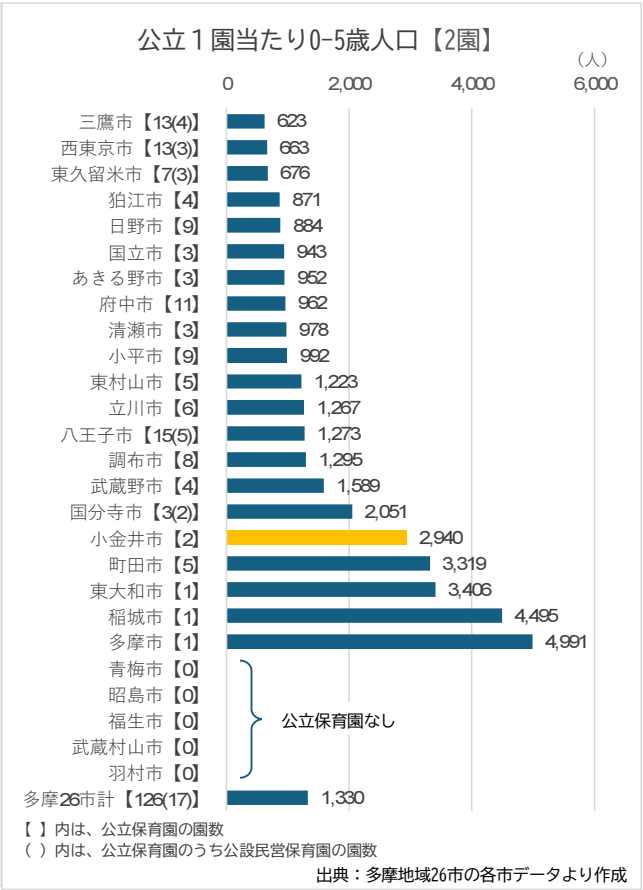

【 】内は、公立保育園の園数
（ ）内は、公立保育園のうち公設民営保育園の園数

出典：多摩地域26市の各市データより作成

2　公立保育園１園当たりの民間保育園数 ※公設民営保育園は公立保育園に含む

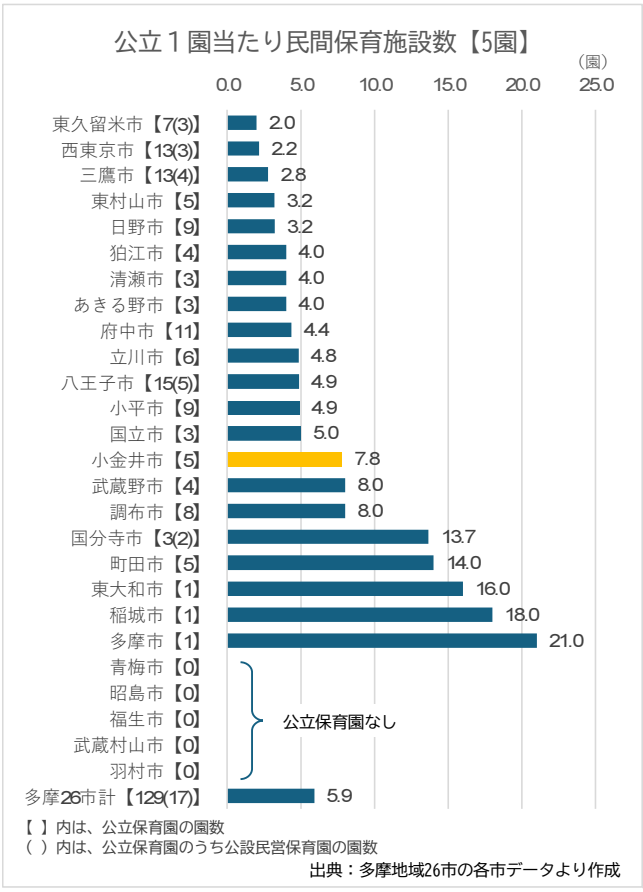

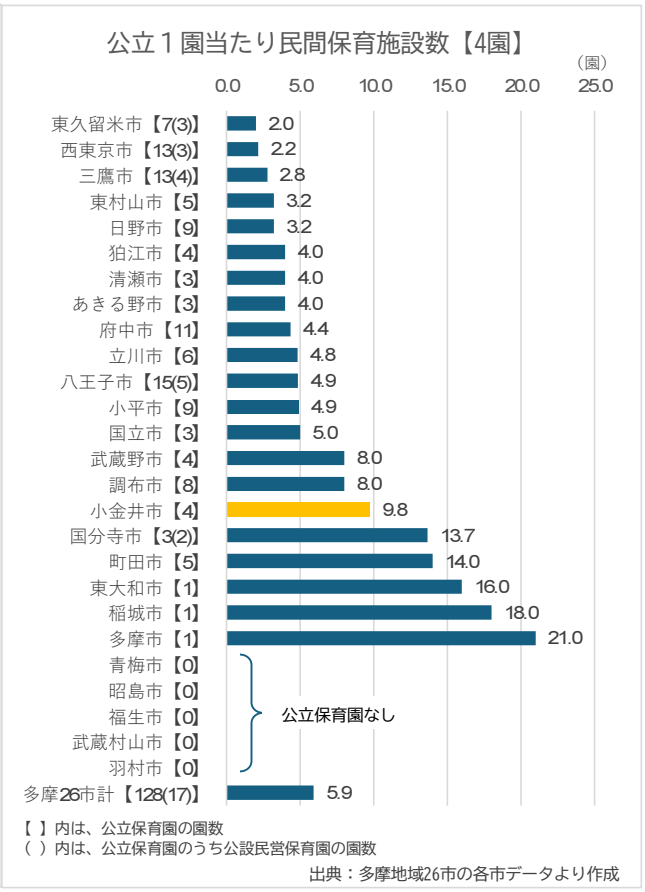

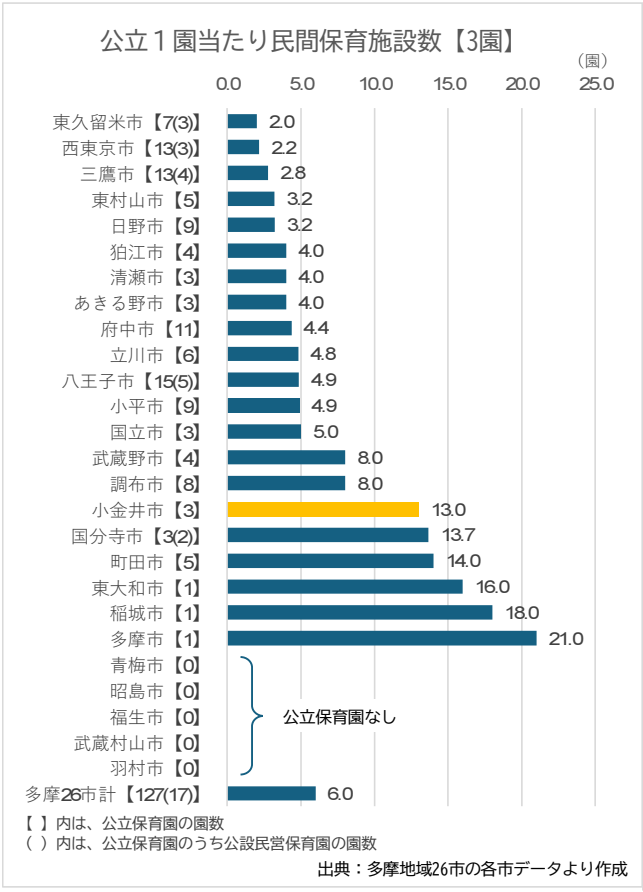

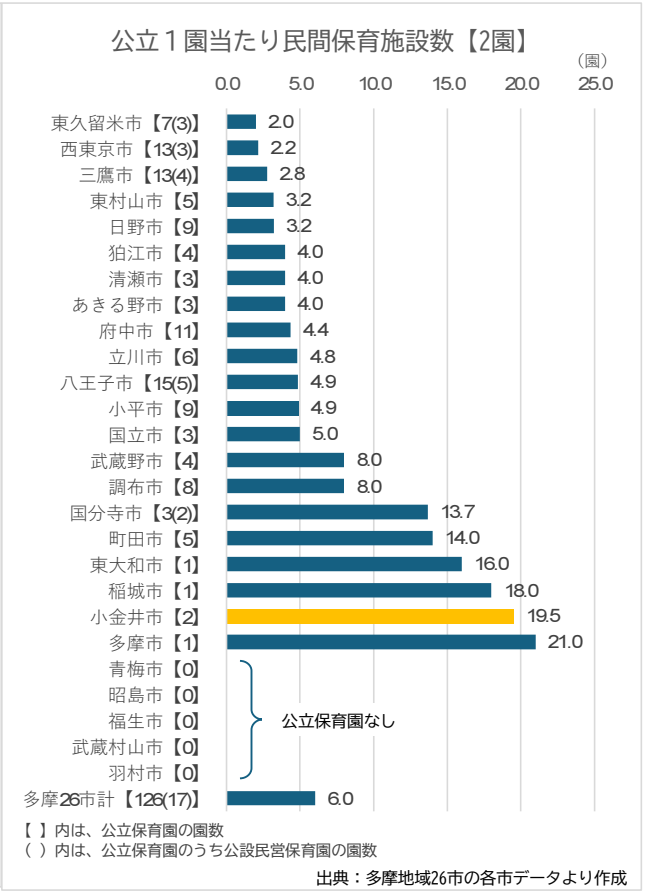

答申資料１０

小金井市立保育園の職員数・費用の試算（概算）

（「資料６１　小金井市立保育園の職員配置と施設の状況等」、「資料６３　市立保育園の配置イメージ」を基に資料化）

１　園数毎の職員配置の試算

※ 正規職員（保育士・看護師・栄養士）は段階的縮小前の各園配置数をもとに試算

※ 役割対応職員を各園４名、育休代替職員を各園２名で試算

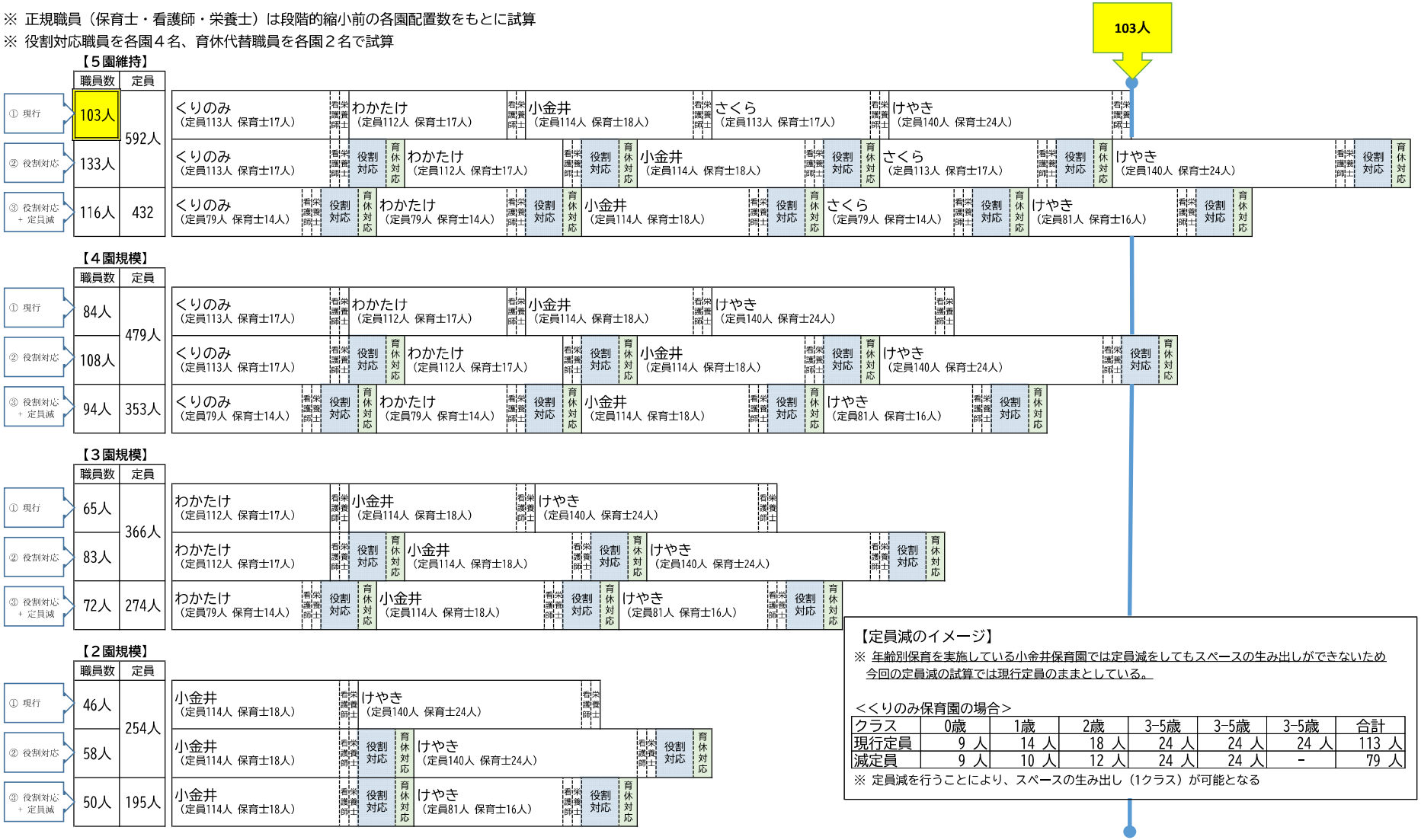

【定員減のイメージ】

※ 年齢別保育を実施している小金井保育園では定員減をしてもスペースの生み出しができないため今回の定員減の試算では現行定員のままとしている。

＜くりのみ保育園の場合＞

クラス	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	合計
現行定員	9 人	14 人	18 人	24 人	24 人	24 人	113 人
減定員	9 人	10 人	12 人	24 人	24 人	-	79 人

※ 定員減を行うことにより、スペースの生み出し（1クラス）が可能となる

2　園数毎の費用の試算（概算）

【試算にあたっての前提】

・財政効果を測るための試算ではなく、園数により費用の違いがあることを示す資料として作成
　※ 預かる児童の状況により変動する会計年度任用職員の人件費や、長寿命化・大規模修繕実施時の園舎移転や仮園舎設置等の費用は含めていない。

【各項目の考え方】（「資料３０　保育定員数及び本市の財政状況等について」の単価等に基づき試算）

[受け入れ児童数]：「１　園数毎の職員配置の試算」表の定員から値を引用

[正規職員数]：「１　園数毎の職員配置の試算」表の職員数から値を引用

[単年度歳出]：以下のそれぞれの項目の値より算出
　・人件費（正規職員数にR6年間人件費（市行政経営担当算出）の職員単価で算出）
　・公立運営費（R7保育課当初予算額（公立保育園の運営に要する経費）から人件費等を除き算出）
　・公立維持費（R7保育課当初予算額（公立保育園の維持管理に要する経費）
　・民間施設運営経費（R5決算額をベースに、「公立保育園の児童数（認可定員上限）」×「私立保育園に在籍した場合の児童一人当たりの経費」で算出）

[単年度歳入]：R5決算額をベースに、公立、私立それぞれ児童一人当たりの歳入単価を算出し試算　※ 公立園の定員が減った分の公立園児童全員が民間園に在籍する想定で試算

[長寿命化・大規模修繕費用]：R12までの公共施設個別施設計画に基づき試算

くりのみ保育園：く　わかたけ保育園：わ　小金井保育園：小 さくら保育園　：さ　けやき保育園　：け	５園維持	４園規模 （く・わ・小・け）	３園規模 （わ・小・け）	２園規模 （小・け）
受け入れ児童数				
段階的縮小前認可定員	592 人	479 人	366 人	254 人
受け入れ定員減（③）の場合	432 人	353 人	274 人	195 人
正規職員数				
①現行	103 人	84 人	65 人	46 人
②役割対応	133 人	108 人	83 人	58 人
③役割対応＋定員減	116 人	94 人	72 人	50 人
単年度歳出【Ａ】				
①現行	1,133,709,000	1,214,383,502	1,295,058,003	1,355,426,780
②役割対応	1,397,709,000	1,425,583,502	1,453,458,003	1,461,026,780
③役割対応＋定員減	1,644,519,880	1,614,557,070	1,584,594,259	1,536,803,292
単年度歳入【Ｂ】				
①現行	219,249,000	369,489,096	519,729,191	668,639,728
②役割対応	219,249,000	369,489,096	519,729,191	668,639,728
③役割対応＋定員減	491,234,825	583,677,933	676,121,041	768,934,502
一般財源負担ベース【Ａ】－【Ｂ】　[国・都負担及び保育料相当相殺後]				
①現行	914,460,000	844,894,406	775,328,812	686,787,052
①の５園の場合の費用との差	0	▲ 69,565,594	▲ 139,131,188	▲ 227,672,948
②役割対応	1,178,460,000	1,056,094,406	933,728,812	792,387,052
①の５園の場合の費用との差	264,000,000	141,634,406	19,268,812	▲ 122,072,948
③役割対応＋定員減	1,153,285,055	1,030,879,137	908,473,219	767,868,791
①の５園の場合の費用との差	238,825,055	116,419,137	▲ 5,986,781	▲ 146,591,209
長寿命化・大規模修繕費用（※）	423,362,400	423,362,400	374,157,600	190,680,000

※ さくら保育園、くりのみ保育園（S43年建設棟）、けやき保育園は、公共施設個別施設計画期間において改修等が計画されていない。当該園を維持する場合には個別施設計画に盛り込む必要がある。